

第10章 地方農政局

第1節 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、農政の推進に取り組んでいる。

1 総 論

地方農政局は、内部組織である企画調整室、総務部、消費・安全部、食糧部、生産経営流通部、農村計画部、整備部、統計部及び分掌機関である地方農政事務所、統計・情報センター、事業所等から構成される。（表1）

また、地方農政局では、生産や消費の現場により近い国の機関として、

- ① 消費者行政の実施と食品の安全性の確保のための監視・指導
- ② 食品産業行政の推進

- ③ 主要食糧業務の実施
- ④ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
- ⑤ 農協等の検査・指導
- ⑥ 農業農村整備事業等の実施・指導・助成
- ⑦ 農村及び中山間地域の振興
- ⑧ 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握・分析・提供

等について、地域の実情に合った各般の施策を実施している。

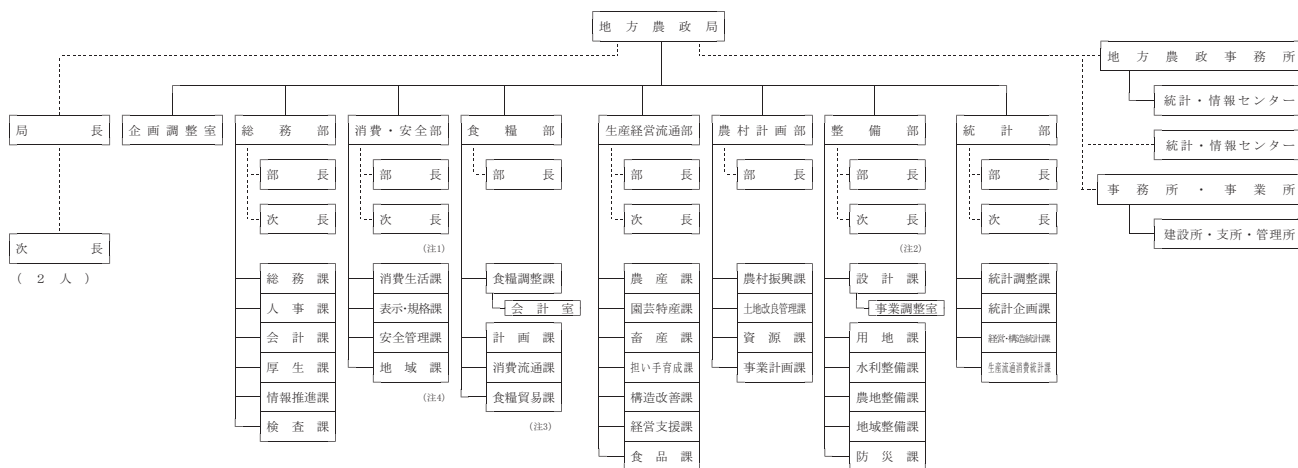
2 定 員

平成21年度末において地方農政局（北海道農政事務所）全体で1万4,250人であったが、平成22年度末定員は1万3,211人となった。（表2）

3 事業所等

事業の着手に伴い、平成22年度から3事業所が新設されたとともに、事業の完了に伴って、平成22年度末までに3事業所が廃止されたところである。（表3）

表1 地方農政局の機構図



注1：消費・安全部次長は3局（関東、近畿、九州）に設置
 注2：整備部次長は九州にあっては2人を設置
 注3：食糧貿易課は2局（東北、東海）に設置
 注4：各地方農政局の地域課の設置数は4課（関東、北陸、近畿にあっては3課）

表2 定員関係

組 織	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
地 方 農 政 局	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人	14,693人	13,647人	12,616人
北 海 道 農 政 事 務 所	454人	419人	404人	761人	706人	654人	603人	595人
北海道統計・情報事務所	429人	425人	410人	——	——	——	——	——
合 計	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人	15,347人	14,250人	13,211人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）

※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）

※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）

表3 平成22年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東 北	赤川農業水利事業所 庄内あさひ農地保全事業所	大崎農業水利事務所
関 東	印旛沼二期農業水利事業所	
近 畿		新湖北農業水利事業所 野洲川沿岸農地防災事業所

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 東日本大震災

ア 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0と国内観測史上最大の東北地方太平洋沖地震が発生し、この地震は東日本の広い範囲に大きな被害をもたらしたことから、地震被害について東日本大震災とされた。

この地震では、太平洋岸を中心に大津波が発生し、特に東北から関東地方沿岸では壊滅的な被害をもたらすとともに、地震の揺れと地盤の液状化や沈下により東北から関東地方の広範囲で被害が発生した。

また、この震災により3月11日東京電力福島第一原子力発電所において全電源の喪失により原子炉を冷却できなくなり3月12日～15日に1～3号機が水素爆発を起こし、放射性物質を放出する事故が発生した。

表4 東北地方太平洋沖地震の概要（気象庁調べ）

- 1 発生日時：平成23年3月11日14時46分
- 2 震源：三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近
- 3 深さ：24km
- 4 地震の規模：M9.0
- 5 各地の震度：（震度6以上）
震度7以上 宮城県北部
震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
- 6 津波：津波の観測地（検潮所）
宮 古 最大波11日15時26分 8.5m以上
大船渡 最大波11日15時18分 8.0m以上
相 馬 最大波11日15時50分 7.3m以上

イ 農林水産業への被害と対応

東日本大震災により、東北地方の農林水産施設も地震被害と併せ、特に沿岸部では津波により漁業・農業とも壊滅的な被害を受けた。

岩手県では漁業を中心に被害があり、約1千800haの農地が冠水。宮城県では、農業・漁業とも壊滅的な被害を受け、特に沿岸部の仙台平野では約1万5千haの農地が冠水。福島県でも農業・漁業とも壊滅的な被害を受け、約6千haの農地が冠水したほか、内陸部でダムの決壊、パイプラインの破

損等の被害を受けた。

東北農政局では3月11日に東北農政局災害対策本部を設置し、農林水産省のチャーターしたヘリコプターで食料の空輸を行うとともに、市町村等の自治機能が低下し連絡手段を損失している状況にあったため、県と調整の上、現地事務所及び通勤困難職員が近隣の避難所において食料調達・配送や炊き出し等など3月31日までに東北農政局職員延べ1,352人、官用車429台を派遣し支援を行った。地盤沈下と排水機能の著しく低下し、冠水した農地をはじめ住宅、下水処理施設等の公共施設の復旧にとりかかることができないため、国土交通省と連携し多数の災害応急ポンプを配置し、冠水解消を図った。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散したため、食品安全の観点から食品の暫定規制値を超えた放射性物質が検出された農林水産物については出荷制限等が指示され、3月21日に福島県、茨城県、栃木県、群馬県のハウレンソウ及び福島県産の原乳等に出され、その後10種類以上の農林水産物が対象となった。

表5 東北農政局の活動概要

月日	対 応 状 況
3月11日	・東北農政局災害対策本部を仙台市内に設置 ・食料等に関する各県、市町村からの要望、食品企業からへの提供等の取りまとめ、連絡・調整を実施（4月下旬まで）。
3月12日	・宮城県庁内に土地改良施設等の応急対策部屋を開設
3月14日	・総括、本省・各農政事務所等連絡対応班、食料支援班、農地・農業用施設対応班、職員安全管理・業務支援対応班、政府現地対策本部対応等、による各班体制による支援活動を実施
3月15日	・東北農政局宿舍（無償貸与）を避難先として申請
3月16日	・以降、各市町村から食料・物資等の支援要望把握、物資搬送、炊き出し等の支援活動に参加 ・JA全農宮城に対し、迅速な精米供給に努めるよう要請 宮城県から要請のあった精米（100t）の一時保管場所について倉庫業者の情報提供
3月18日	・農林水産省がチャーターしたヘリコプターで、新潟から包装米飯7千食を宮城県登米市へ空輸し、被災地へ搬送
3月19日	・東北農政局から東北土地改良建設協会等に対し食品会社等への燃料融通を要請
3月20日	・盛岡財務事務所からの要求のあった災害対策に使用可能な国有農地リストを提供
3月22日	・東北農政局相談窓口を開設
3月28日	・土地利用調整・災害待機物対応作業班を設置

表6 東北農政局の被災地派遣（支援）状況

平成23年3月31日現在

派遣県	職員数	官用車
岩手県	531	165
宮城県	360	59
福島県	439	205
その他の県	22	—
計	1,352	429

(2) 地域経済及び農家経営の動向

ア 地域経済

平成22年度の東北地域の経済は、持ち直しの動きがみられたが、東日本大震災により生産が大幅に減少するなど悪化した。

主要項目別にみると、生産は、海外需要等により持ち直しの動きがみられたが、震災による工場・設備の損傷、サプライチェーンの途絶により大幅に減少した。設備投資は、製造業の一部で新規・増産投資の動きがみられたものの、設備の維持・更新が中心で全体的には低水準。個人消費は、エコポイントやエコカー減税・補助金の効果により緩やかな持ち直しの動きが続いたが、震災により大きく落ち込んだ。雇用情勢は、有効求人倍率は上昇傾向で推移したものの低水準で厳しい状況が続き、更に、震災により悪化した。

イ 農家経営

平成22年2月1日現在の東北の販売農家数は30万5千戸で、平成17年に比べ約6万6千戸減少した。販売農家のうち、主業農家数は7万戸で、平成17年に比べ約1万2千戸減少した。

平成22年の東北の農業産出額は1兆2,526億円で、前年に比べて4.3%減少した。

東北の平成22年水田作経営の1経営体当たりの農業粗収益は、前年に比べて17万9千円増加し285万8千円（前年比106.7%）、農業経営費は6万7千円増加し219万円（103.2%）となった。この結果、農業所得は11万2千円増加し66万8千円（120.1%）となった。

また、農外所得は177万8千円（91.6%）、年金等の収入は155万2千円（115.5%）となった。

この結果、農業所得に農外所得、年金等の収入、さらに農業生産関連事業所得を加えた総所得は399万9千円（104.1%）で、前年に比べて15万7千円増加した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稲

平成22年産水稻の作付面積は、41万9,300ha（前年比100.6％）となった。作柄は、10a当たり収量558kg（同100.2％）、作況指数100となった。収穫量は233万9千t（同100.7％）となり、全国の収穫量に占める東北の割合は27.6％となった。

イ 麦

平成22年産4麦（子実用）の作付面積は9,790haで、前年産に比べ30ha（前年比100.3％）増となった。麦種別では、小麦が8,340ha（同99.4％）、六条大麦が1,440ha（同105.1％）となった。小麦の10a当たりの収量は183kg（同76.9％）、収穫量は1万5,300t（同76.5％）、六条大麦の10a当たりの収量は227kg（同86.6％）、収穫量は3,270t（同91.1％）と減少した。

ウ 大豆

平成22年産大豆の作付面積は、前年産に比べ3,900ha減少し、3万7,700ha（前年比90.6％）となり、全国の作付面積のうち東北の割合は27.4％で、10a当たり収量は128kg（同93.4％）、収穫量は前年に比べ8,900t減少し4万8,100t（同84.4％）となった。

エ 野菜

平成21年の東北の指定野菜13品目（だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、レタス、ねぎ、たまねぎ、ほうれんそう、きゅうり、なす、トマト、ピーマン）の作付面積は、3万3,616ha（前年比98.5％）、収穫量は92万4,700t（同96.3％）、出荷量は62万2,480t（同97.3％）となった。

オ 果樹

東北の主要果樹7品目（りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、すもも）の栽培面積は、近年減少傾向で推移しており、平成22年産は4万3,646ha（前年比98.5％）となった。

カ 畜産及び飼料作物

平成22年2月1日現在の乳用牛及び肉用牛の飼養戸数は、乳用牛3,520戸（前年比95.4％）、肉用牛2万1,200戸（同97.5％）、平成21年2月1日現在の豚及び採卵鶏の飼養戸数は、豚992戸（同93.8％）、採卵鶏250戸（同97.7％）となった。

飼養頭羽数は、乳用牛12万3,500頭（同98.6％）、肉用牛41万2,600頭（同98.9％）、豚171万1千頭（同103.5％）、成鶏めす1,915万3千羽（同99.5％）となった。

飼肥料作物（飼料用）作付面積は、平成22年産は11万7,400ha（同102.4％）となった。

キ 花き

平成22年産の切り花類の作付面積は前年産に比べ

48ha減少し、1,859ha（前年比97.5％）となった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成21年度の東北地域のカロリーベースの食料自給率（概算値）は109％と、全国の40％に比べるとかなり高い水準となっている。品目別にみると、米の自給率が300％を超えているほか、大豆や果実、魚介類等全国を大幅に上回る品目もあるが、米を除くと33％と低い水準にある。

(イ) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

東北においては、各県で食育推進計画が策定され、市町村においては、120市町村で食育推進計画を策定している。

東北農政局では、6月の「食育月間」に、消費者展示コーナーで「食事バランスガイド」の活用方法等の紹介や、仙台合同庁舎内食堂のメニューに「食事バランスガイド」を活用した「サービング（SV）＊」の表示を実施した。

また、教育ファームの取組の充実と増加を図るための「教育ファームの推進に関する意見交換会」を開催した。

（＊：サービング（SV）とは、食事の提供量の単位の略）

(ウ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として平成22年7月に米粉利用推進連絡協議会と協力し「米粉利用拡大セミナー」を開催した。

また、米粉の利用について、平成23年1月に、東北米粉利用推進連絡協議会と財団法人米穀安定供給支援確保機構と協力し「東北米粉シンポジウム」を開催し、利用推進を図った。

米粉パンは地産地消の観点から学校給食にも導入されており、平成21年度では、学校給食を実施している公立小・中学校3,321校の約7割にあたる2,269校で導入されている。

(エ) 地産地消の推進

地産地消は、生産者と消費者を結びつけ、食料自給率の向上や農業の6次産業化による地域経済の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められていることから、管内各地の活発な取組事例の収集・把握に努め、関係情報を発信した。

また、交付金事業等を活用した産地直売所等の施設整備支援とともに、平成17年度から開始した

各県を通じた地域の実践的な地産地消推進計画の策定推進及び地産地消優良活動に対する表彰（東北農政局長賞授与）を行い、東北地域の取組を支援した。

(オ) 食の安全と消費者の信頼の確保

東北農政局では、食品の安全性の確保に当たり、農薬の適正使用に係る指導を県等関係機関を通じて行うとともに、農産物の安全を確保することのみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な生産手段であるGAP（農業生産工程管理手法）の取組の推進を図り、GAPの取組産地数は平成22年3月現在で294産地となり全国の15%を占めている。

また、牛トレサビリティ制度に基づく生産・流通段階の遵守事項の監視・指導等を行った。

さらに、消費者等へ安全性をはじめとした食に関する施策情報等を提供するための地域レベルでの意見交換会を47回開催し、電話等による消費者等の食品の安全性等に関する問合せに常時対応した。

食品表示の適正化に向けた監視については、平成21年9月に発足した消費者庁を司令塔として、各県並びに関係機関等と連携し、監視活動の強化に取り組んだ。

平成21年4月に公布された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレサビリティ法」という。）において、食品事故発生時に問題のあった米穀等の流通ルートを特定し、迅速な製品回収等に資するため、米穀を取り扱う事業者に対し平成22年10月から取引等の記録の作成及び保存が義務づけられた。

米トレサビリティ法について、事業者及び消費者に対するリーフレットの配布、説明会の開催等で普及啓発を行った。

イ 農業・食品産業の持続的な発展

(ア) 農業経営体の状況

認定農業者の数は、農業就業人口が減少する中で平成19年産から導入された水田経営所得安定対策の推進に呼応して平成19年度には大きく増加したものの、最近は鈍化傾向にあり、平成22年3月末現在で4万9,480経営体（全国24万9,376経営体の19.8%）となった。

集落営農については、水田経営所得安定対策の導入を契機に設立が推進され、平成23年の集落営農数は、前年に比べ420経営体増加の3,417経営体

となった。

平成23年1月1日現在の東北における農業法人のうち、農地に係る権利の認定移転を受けられる農業生産法人は、前年より38法人増加の1,401法人となった。（岩手県、宮城県、福島県については震災の影響により未把握のため前年と同じ法人数を計上した。）

平成22年度の新規就農者数は、新規学卒者が増加（前年度比110%）したものの、非農家から農業に新たに参入した新規参入者が減少（前年度比94%）したことから、全体としては平成21年度より14人減少し1,025人となった。（平成22年度は福島県の一部地域で調査不能のため、データに含まれていない。）

東北の水田経営所得安定対策の平成22年産加入申請状況は、2万3,211経営体（うち認定農業者2万1,542経営体、集落営農組織1,669経営体）からの申請があり、対前年3.4%の減少となった。

作付予定面積は、米は加入申請の減少により15万6,016ha（前年比99.5%）となり、麦については9,213ha（同97.8%）、大豆についてはモデル対策導入に伴う新規需要米、加工用米への作付転換により3万951ha（同91.9%）となった。

(イ) 農地の有効利用と耕作放棄地対策

東北における平成22年の耕地面積は87万700haで、前年に比べ1,800ha（0.2%）減少した。平成21年の耕地利用率（耕地面積に対する作付（栽培）延べ面積の割合）は85.7%で、前年並となった。

農業経営基盤強化促進法による継続中の利用権設定面積は、ほ場整備事業実施地区を中心に事業の実施を契機とした利用権設定がなされたことや新規の農業法人設立に伴う構成員から法人への利用権設定がなされたことなどから、平成22年3月末現在で11万8,500haとなり、前年に比べ2,500ha増加した。

また、一般法人の農業参入では、改正農地法施行前（平成21年12月14日現在）は、78法人（全国は436法人）となっていた。さらに、平成21年12月に施行された改正農地法において、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入が可能となる等、新規参入の規制が大幅に緩和された。その結果、改正農地法施行後（平成21年12月15日～平成23年1

月末日)は、55法人(全国は328法人)が参入した。

耕作放棄地解消に向けた取組については、各地域の耕作放棄地の発生防止・解消活動等の取組事例の発表や意見交換等を実施することにより、耕作放棄地の解消に向けた取組の促進を図るため「東北管内耕作放棄地解消事例発表会」を平成22年10月に開催した。

(ウ) 農業者戸別所得補償制度本格実施に向けた取組

東北農政局では、本局に「東北農政局農業者戸別所得補償制度モデル対策推進チーム」を設置し、管内農政事務所とモデル対策への加入推進を行い、23万6千件の加入(支払)実績となった。事業別には「米所得補償モデル事業」が20万8千件、支払面積では32万7千haとなり、これは平成22年度に東北に配分された生産数量目標(面積換算38万6千ha)の85%をカバーする面積となった。「水田利活用自給力向上事業」は13万2千件、支払面積では12万8千haとなった。

また、平成23年度からの本格実施に向けて、モデル対策以上の加入を目標に、農家を始め、実施に携わる行政、関係農業団体の担当者等を対象にブロック・県・地域段階で約800回の説明会(参加者延べ約3万2千名)の開催と9万3千部のパンフレットの配布を行い、本対策の内容説明と意見交換による周知・浸透を図った。

(エ) 農業・農村の6次産業化の推進

a 農山漁村の6次産業化に向けた取組

農山漁村の6次産業化に向けた取組が急務となっている中、11月15日に6次産業化の推進に向けて、国、地方自治体、経済団体、金融機関等多様な関係機関がネットワークを構築し、農林漁業者等の6次産業化へのチャレンジを積極的にサポートする支援組織として、全国に先駆けて東北ブロック6次産業化推進行動会議を立ち上げた。

b 農商工連携の取組状況

農商工等連携促進法に基づく農商工連携の取組として、東北農政局では、東北経済産業局と連携し、フォーラムの開催等による制度の普及や啓発活動や中小企業者と農林水産業者が相互の経営資源を活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組への支援を行った。

東北における平成23年3月末現在の事業計画認定は43件、支援事業計画認定は1件となっている。

c 農林水産物等の輸出促進

管内では、主にりんご、りんどう、ながいも、米、日本酒を主力品目として輸出しており、近年では米の輸出が増加傾向で推移している。

d バイオマス利活用の取組

バイオマスの効率的利活用を目的に策定するバイオマスタウン構想については、平成23年3月末現在、管内では51市町村で公表されている。

(オ) 環境に配慮した食料生産の推進

東北におけるエコファーマーは、食の安全・安心に対する関心の高まりや、有機農産物等の高付加価値農産物に対する販売意識の向上から、特に近年は増加が顕著であり、平成23年3月末時点で約6万人と全国の3割を占め、平成18年3月末から4年間で約2倍に増加している。

(カ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成21年3月現在で30a程度の標準区画整備済面積割合は62.5%(約39万ha)と全国平均61.7%とほぼ同じ水準にあるが、1ha程度の大区画整備済面積の割合は11.4%(約7万ha)で、全国平均8.2%を上回る整備状況にある。

平成17～21年度農業農村整備事業完了地区において、ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積は、事業実施前より2.0～4.2倍に増加している。

管内の農業農村整備事業等により造成された基幹的農業水路の総延長は約8,700kmで全国のおよそ2割を占める。国営事業を実施した受益面積の約4割が、完成後30年以上経過した農業水利施設を利用している。

ウ 豊かで住みよい農村の振興

(ア) 農村地域の現状

管内の販売農家における農家人口(販売農家の世帯員数)は、昭和60年は283万2千人だったが、平成22年には129万9千人となり、153万3千人減少した。

販売農家における年齢別農家人口は、29歳以下の世帯員が昭和60年は104万人で全世帯員数の36.7%だったが、平成22年には73万3千人減少し、全世帯員数の23.6%にあたる30万7千人となった。65歳以上の高齢者は、昭和60年には44万人で全世帯員数の15.5%だったが、平成22年には1万6千人減少したものの、42万4千人で全世帯員数の32.7%となった。

さらに、農家人口等が減少するなか、東北の農

業集落は混在化が進展しており混在割合が5割を超える集落（総世帯数に占める農家数割合が50%未満の農業集落）が都市的地域では、89.4%、他の地域でも50%前後に達している。

(イ) 農山漁村活性化の取組

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、農山漁村活性化法に基づき、県又は市町村が作成する活性化計画による取組を総合的かつ機動的に支援した。管内165市町村において143の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト交付金が交付された。

(ウ) 都市と農村の共生・対流

都市と農山漁村の間で「人・もの・情報」の行き来を活発化することにより、人が都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルを実現することを目指し、「東北地域都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会」による関係機関との連携に取り組んだ。

平成22年8月には、「仙台七夕まつり」の期間に、仙台市役所前の勾当台公園において農業農村整備イベント「第15回七夕まつり“子どもに夢を”」を開催し、管内各県、各市町村等のグリーン・ツーリズム等のパンフレットを配布・説明し、「都市と農山漁村の共生、対流」のPRを行った。

また、子ども農山漁村交流プロジェクトを推進し、平成22年度までに、全国で115カ所、うち東北では27カ所の受入れモデル地区を決定した。

(エ) 中山間地域の振興

中山間地域等は、東北の総面積の約7割、農業産出額の51%を占めており、地域特性を活かして多様な農産物を供給するなど、東北の農業・農村の中で重要な地位を占めているが、過疎化・高齢化の進行や担い手の減少により耕作放棄地が増加傾向にある。

中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度では平成22年度、管内174市町村の4,307集落協定等に中山間地域等直接支払交付金が交付され、その交付総額は88億2,800万円、交付対象農用地面積は6万9,298haとなった。また、全交付対象農用地面積の約85%に当たる5万8,785haで自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組を行った。（岩手県大槌町、山田町、岩泉町、宮城県南三陸町は、東日本大震災の影響により集計から除いている。）

(オ) 農地・水・環境保全向上対策の着実な実施

農地・水・環境保全向上対策は、平成22年度については、前年度より1村増加し、管内の228市町村の8割にあたる180市町村で取り組まれた。

(カ) 農作物鳥獣被害対策の展開

平成21年度の東北における野生鳥獣による農作物被害は14.9億円で、前年に比べ約1.5億円減少した。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村においては、鳥獣被害防止総合支援事業による支援が講じられ、管内では平成23年2月末で84市町村で同計画が策定されている。

(5) 関係機関との連携強化

子どもから大人、消費者・生産者・事業者などが幅広く参加でき、食育の取組が円滑に実施され、食育を東北地域全体の運動とするための推進方策の協議の場として、「東北地域食育推進協議会」を開催するとともに、管内農政事務所においても食育に関する意見交換会等を開催した。

また、学校給食への地場産物活用の促進を進めるため、現状と課題及び課題別解決策例をまとめ、「学校給食への地場産物の使用拡大に向けた手引」を作成し関係者へ配布した。

国、地方自治体、農林水産団体の関係機関が一体となって農商工連携を推進するため、「東北地域農商工連携促進協議会」を平成22年7月に開催した。

東北地域の関係機関・団体等の連携を深め、農林水産物・食品の輸出促進を目的とした「東北地域農林水産物等輸出促進協議会」の総会を平成22年6月に行うとともに、生産者、食品メーカー等を対象とした輸出促進セミナーや国内外の食品バイヤーを招聘した商談会を開催した。

(6) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース（152回）、記者レクチャー（4回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」を1,800部発行し、一般消費者や都道府県関係者及び報道関係者等に管内における農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ内容の迅速な更新を行った。

メールマガジンは「東北農政局メールマガジン」（平成23年2月現在登録会員6,220名）を毎週1回発行

した。

また、「東北農政局食料自給率向上メールマガジン」「東北農政局農産物・食品等輸出関連情報メールマガジン」「東北おらほの特産農産物応援メルマガ」も随時発行した。

東北農政局の「消費者展示コーナー」では、毎月管内市町村の協力を得て、農林水産業に関する特色ある展示を行うとともに、各農政事務所においても「消費者の部屋・消費者コーナー」を設置し消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 東日本大震災

三陸沖を震源とする地震（3月11日）、長野県北部を震源とする地震（3月12日）及び静岡県東部を震源とする地震（3月15日）により、管内において震度6強（茨城県、栃木県内）や震度5弱以上の強い揺れ、沿岸地区での津波（茨城県、千葉県）が観測された。

また、この震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、一部地域のハウレンソウ等の野菜や原乳等から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷制限等が指示された。

関東農政局では「関東農政局災害対策本部」を設置し、茨城、栃木、千葉、東京、山梨、長野及び静岡の各農政事務所でも災害対策本部を設置し、農作物等、共同利用施設、農地・農業用施設等の被災状況の把握や農林水産業への影響等の把握、被災地の要望把握等を行った。

また、国営事業完了地区等において、被害状況調査、査定計画の作成支援及び技術指導を行ったほか、長野県、栃木県下へ職員を派遣し人的支援を行った。

(2) 地域経済及び農業産出額

ア 地域経済

管内の平成22年度の経済情勢をみると、リーマンショック以降、緩やかな持ち直しの動きがみられたが、東日本大震災の影響により弱くなっている。

主要項目別では、設備投資は法人企業景気予測調査で全産業が前年並みの動きとなっている。産業活動では製造業において、家電エコポイントの効果とアジアや新興国の旺盛な需要により、生産動向持ち直しが続いていたが、震災後、生産設備の毀損や電力供給の制約などにより大幅な減少となった。雇用情勢は、一部に持ち直しの動きがあるなか、新卒者、若年者は厳しさがみられる。

イ 農業産出額

管内における平成22年の農業産出額（都道府県別

推計）は2兆1,345億円で、前年に比べ2%増加した。

なお、管内の農業産出額が全国に占める割合は26%となっている。

ウ 農業経営

平成22年の個別経営（農業経営体1経営体当たり）の状況をみると、農業収入は405万円で、米価格は低下したものの、野菜、果樹等の価格が上昇したこと等から前年に比べ7%増加した。

一方、農業経営費は286万円で、肥料費等が減少したものの、光熱動力費、農機具費等が増加したこと等から前年に比べ7%増加した。

この結果、農業所得は119万円となり、前年に比べ9%増加した。

なお、総所得は476万円で、総所得の構成をみると、農業所得が25%、農外所得が35%、年金等の収入が40%となっている。

(3) 農業生産の動向

ア 水田を中心とした土地利用型作物（平成22年産）

水稻の作付面積は31万7千haで、前年産に比べて200ha減少（対前年産比100%）した。

作柄は、全もみ数が少ないまたはやや少なかったものの、登熟期の日照時間が平年を上回って推移したため、登熟はおおむね順調であったが、一部の県において高温下で寡雨に経過したことにより、白未熟粒等が多発し、収量を大きく下げた。

このことにより、10a当たり収量は520kg（作況指数98）、収穫量は164万8千t（対前年産比98%）となった。

4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）合計の作付面積（子実用）は4万900haで、前年産に比べて900ha減少（同98%）した。収穫量は作付面積の減少及び作柄の低下により11万7,200t（同87%）となった。

大豆の作付面積は1万3,800haで、前年産に比べて1千ha減少（同93%）した。収穫量は高温障害及び虫害の発生により1万6,700t（同69%）となった。

イ 園芸作物

平成22年産主要野菜（主産県調査・指定14品目）の作付面積は9万6,500haで、収穫量344万6千t、出荷量293万5千tであった。

作付面積上位の野菜をみると、キャベツ1万3,300ha、レタス1万2,500ha、ほうれんそう1万200ha、ねぎ1万200haなどとなっており、葉茎菜類の作付けが多くなっている。

平成22年産果樹（主産県調査、調査対象14品目）の結果樹面積は4万5,600haであった。

主要果実（主産県）の収穫量は、温州みかんが13万3,900t、りんごが15万5,100t、日本なしが11万6,800t、ぶどうが7万4千tであった。

平成22年産花きの作付（収穫）面積は切り花が4,060ha、鉢もの類692ha、花壇用苗もの類が607haであった。

ウ 畜産・飼料作物

平成23年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛22万2,700頭（対前年比97%）、肉用牛33万7,900頭（同96%）、豚270万7千頭（対21年比98%）、採卵鶏（成鶏めす）3,664万1千羽（対21年比101%）であった。

また、平成22年の生乳生産量は137万2千t（対前年比96%）となった。

平成22年産の飼料作物の作付面積は4万6,300haで、前年産に比べて2,100ha（対前年比105%）増加した。

エ 工芸農作物

平成22年産の茶の栽培面積は2万1,400ha（同99%）、荒茶生産量（主産県調査）は3万4,400tで、全国（主産県計）の41%の生産量を占めている。

（4）主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上に向けた取組

関東農政局では、意見交換会の開催、広報活動等を通じ、地産地消、食育、米の消費拡大及び飼料増産・食品残さの飼料化等の推進を図ることにより、食料自給率の向上に向けた国民の理解醸成に取り組んだ。

具体的な取組として、「食料自給率の向上に資する優良取組事例」、「食料自給率アンケート」の実施、「地産地消の優良事例の収集と情報発信」、「食育シンポジウム」の開催及び「関東地域飼料増産及びエコフィード合同会議」の開催等を行った。

イ 担い手の育成・確保の推進

管内の認定農業者は、平成23年3月末現在で5万990経営体となり、全国の約2割、管内の販売農家の約13%を占めている。

認定農業者等担い手に対しては、管内都県等と連携し、認定農業者会議等において経営改善意欲を維持・持続させるために必要な各種支援措置に係る情報の提供を図り、併せて意見交換を行った。

また、集落営農の育成・確保の取組として、集落営農組織の円滑な法人化、経営の多角化・複合化等を推進するため、都県農政事務所等と連携し、集落

営農組合長会議や集落営農リーダー交流会等に出席して情報提供と意見交換を行った。

さらに、法人経営の育成・確保の取組として、農業団体等と連携して都県法人協会総会等に出席し、6次産業化の促進や意見交換会を行うとともに「都県農業法人協会会長との意見交換会」を実施した。

ウ 農地制度改革、農地の有効利用に向けた取組

農地の有効利用を目的として平成21年12月に「農地法等の一部を改正する法律」が施行された。

これに伴い、平成22年度は、相続に伴う農業委員会への届出制度の徹底、農地法に基づく遊休農地対策の適切な実施、実勢賃借料情報の早期の提供及び農地法第3条に基づく適正な事務実施について説明会等の場を通じて農業委員会に周知徹底を図った。

また、農業経営基盤強化促進法については、改正法において創設された農地利用集積円滑化事業の円滑かつ的確な推進のため、その事業実施主体である農地利用集積円滑化団体に対する現地調査を茨城県利根町ほかにおいて実施（計10団体）した。

さらに、平成23年度より農業者戸別所得補償制度の加算措置として措置されることとなった「規模拡大加算」に係る情報について、管内各都県に対して適宜提供した。

耕作放棄地解消に向け、関東農政局耕作放棄地解消グループ（平成22年7月設置）を主体に、市町村への要請活動を行うなど、耕作放棄地解消に取り組んでいる。

その活動の一環として、平成21年度に創設された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の周知や、地域耕作放棄地対策協議会の設立を各市町村に対して働きかけを行った。

その結果、管内377市町村（農振農用地区域内に耕作放棄地がある市町村）のうち288市町村で協議会が設立され（平成23年3月31日時点）、管内で3,237ha（農振農用地区域内2,260ha）の耕作放棄地が解消された。

エ 農業者戸別所得補償モデル対策の実施

農業者戸別所得補償制度の円滑な実施に向け、関係機関への協力要請や説明会の開催、集落座談会等で農業者への周知活動に努め、平成22年度には管内で約1,048回の説明会等を開催し、延べ4万人の方に対して説明を行った。

さらに6月30日までの加入申請受付期間に対象となる農業者への周知に向けてポスター掲示やパンフレット及びチラシの配布、広報誌への記事掲載等各種広報媒体を活用したさらなる広報活動を行った。

その結果、モデル対策加入者の17万1千人に対して助成金を交付した。

オ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業の普及・啓発を目的とした環境保全型農業推進コンクールにおいて、関東農政局管内においては栃木県三区町環境保全隊が農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀賞4点、奨励賞2点、特別賞2点の受賞があり、平成23年3月には表彰式及び事例発表を行った。

また、関東農政局管内の持続農業法に基づく管内の認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、平成22年3月末現在で、4万3,095件（前年同月末4万2,081件、対前年比2.4%増）となっている。

さらに、環境保全型農業直接支援対策が23年から実施することを受け、管内各県で説明会を開催し、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者が拡大するよう施策を推進した。

平成19年4月から開始された農地・水・環境保全向上対策については、平成22年度に65市町村、140活動組織の3,538haで営農活動支援が実施された。

※エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づき、農業者が土づくり技術、化学肥料の使用低減技術及び化学合成農薬の使用低減技術のすべてに取り組むことを内容とする導入計画を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

カ 農林水産物・食品の輸出促進

関東地域の関係機関・団体等の連携を深め、農林水産物・食品の輸出の取組を促進することを目的とした「農林水産物等輸出促進関東地域協議会」の年次総会を平成22年9月3日に開催し、同日開催で「輸出オリエンテーションの会事前ガイダンス」を実施した。

セミナー形式で行われたガイダンスには約50名が参加し、輸出にかかる諸制度や支援措置の情報、輸出取組の先進事例等の情報が提供された。

また、同年10月13日には「輸出オリエンテーションの会（展示・商談会）」を開催し、商品の展示と輸出を志向する事業者等が国内外の商社・バイヤーと直接商談を行った。さらに、輸出アドバイザーによるワンポイントアドバイスのコーナーも設けて実施され、約70名が参加した。

平成23年2月16日には「輸出相談会」を開催し、約60名が参加し、事例紹介、課題解決に向けた意見交換を行った。

関東農政局では同協議会の活動を支援するとともに、ホームページへの掲載などによる輸出関連情報の提供や輸出相談窓口における輸出取組者からの相談・質問等への対応を行った。

その他に、各県における課題毎のセミナーを茨城県で取り組んだ。

これらの輸出促進対策に取り組んだ結果、管内では輸出取組の増加がみられた。

キ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬及び飼料並びに水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査、BSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う野菜等農産物の安全確認について、都県が実施する試料採取、分析機関への試料搬送等について協力を行った。3月13日及び16日に千葉県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対しても、千葉県の防疫活動支援のための職員派遣（30名）、不適切表示の監視、情報の受発信等を行った。

また、消費者の信頼を確保する取組みとして、「消費者団体との意見交換会」を開催し、食料・農業・農村基本計画を中心とした新たな農業政策について、意見交換等を行ったほか、ホームページを活用して食の安全施策に関しての情報提供等を行うほか、「消費者等との意見交換会」、「リスク管理セミナー」及び「食品表示セミナー」を各都県において開催するとともに、原発事故発生に伴う農産物の安全性の確保等について、消費者団体に対し積極的に情報提供を行った。

さらに、生鮮食品、加工食品、有機農産物等の表示調査、食品表示110番、食品表示ウォッチャー等の情報を活用した事実確認のための立入検査等を実施し食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示の適正化を推進する事業者の自主的な取組を促進するため埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県において食品事業者表示適正化技術講座を開催した。

米穀の適正流通の確保については、食糧法遵守事項に基づき、用途限定米穀の主食用等への横流れ防

止のため、生産者、出荷業者及び需要者等に立入検査等を実施するとともに、米トレーサビリティ法については、平成22年10月に施行された米穀の取引等の記録の作成・保存義務化に基づく米穀・米加工品を扱う事業者に対する立入検査及び平成23年7月に施行される産地情報の伝達義務化に向けた制度周知を実施した。

なお、平成22年11月に広く国民の皆様から食用に適さない米穀の横流しなど不適切な流通の情報などを受け付ける米穀流通監視相談窓口を設置した。

食育の推進については、厚生労働省と農林水産省が共同で策定した「食事バランスガイド」の普及・活用推進のため、消費者や食品事業者等を対象とする説明会の開催、市民講座、学校等への講師派遣、消費者等を対象としたイベント等への出展等を行った。

また、「教育ファーム」への理解を一層深めることを目的として、取組団体やを各都県関係機関と連携して「関東ブロック教育ファーム意見交換会」を開催するとともに、食育月間セミナー、消費者の部屋特別展示等を開催した。

「関東地域食育推進ネットワーク」では、ホームページ、電子メールを活用した参加者相互の情報交換や会員の情報発信の支援を行うとともに、実践事例の報告や意見・情報交換会を管内各都県段階毎に実施した。

ク 食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、事業者ごとに再生利用等の実施目標が設定されることや定期報告義務が新設される等の改正が行われた。

このため、関東農政局では、改正法が円滑に運用されるよう、農政事務所等の職員が該当する事業者への訪問等により周知及び徹底を図るための取組を行った（平成22年度1,254事業者）。加えて、定期報告義務制度について対象事業者への普及、報告書の記入方法の説明等を目的として、静岡市、東京都千代田区、さいたま市、前橋市、千葉市及び横浜市の計6会場で説明会を開催した。

また、優良な食品リサイクル事業者を育成するため、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への指導等を行った（平成23年3月末管内登録事業者数70件）。

ケ 農商工連携

平成20年7月に農商工等連携促進法が施行され、法に基づく認定は、平成23年3月末までに9回行わ

れており、事業計画が97件、支援計画が3件認定された。

また、この取組を普及・促進するため、経済産業省関東経済産業局と共催で平成23年2月に東京都において「関東地域新連携・地域資源・農商工等連携認定事業者交流会」を、同年同月に埼玉県において農商工連携マッチングフェアを開催した。

また、農商工連携に係るイベント等について随時、関東農政局メールマガジンを活用して情報発信を行うとともに、管内で農商工連携に既に取り組んでいる事業者等に情報提供を行った。

コ バイオマスの利活用の推進

平成21年9月にバイオマス活用推進基本法が施行され、平成22年12月に同法に基づくバイオマス活用推進基本計画が策定された。関東農政局では、同計画に基づき、都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定並びに実施に向けた地域での取組を推進した。

また、地域バイオマス利活用交付金、広域連携等バイオマス利活用推進事業、バイオ燃料地域利用モデル実証事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業、資源循環型地域活力向上対策事業等の補助事業により、地域におけるバイオマスの利活用を支援した。

これらの活動等を通じ、バイオマスの利活用及びバイオマス活用推進計画の普及・啓発を図った。

サ 都市と農山漁村の交流の取組

関東農政局では、都市と農山漁村がお互いの地域の魅力をわかちあい、「人・もの・情報」の行き来を活発にしていこうという観点から、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルの実現を進める取組みとして、グリーン・ツーリズムや、子どもの農業・農村体験の取組を推進している。

平成22年4月には「関東農政局消費者の部屋」において、グリーン・ツーリズム・子ども農山漁村交流プロジェクト関係のパネル展示やパンフレットの無料配布を行った。

また、農林水産省、文部科学省、総務省の連携により、小学校における農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト（愛称「ふるさと子ども夢学校」）の取組は、取組3年目となる平成22年度には、全国で25、管内1地区5の受入モデル地域が新たに選定され、平成21年度選定地域と合わせ、全国で115、管内で14のモデル地域において、文部科学省が認定したモデル推進校を中心に農林漁家民宿・民泊体験が

実施された。

シ 鳥獣被害防止対策の推進

関東農政局では、野生鳥獣の生息分布域の拡大等により高止まりとなっている鳥獣被害を軽減・防止するため、平成22年9月9、10日に栃木県芳賀郡茂木町、那須郡那珂川町において被害防止に関する知識の向上及び最新技術の普及を目的とした、農作物鳥獣害防止対策技術検討会を開催した。

また、平成19年12月に成立した鳥獣被害防止特別措置法のさらなる周知を図るため、現地説明を行うとともに、市町村が計画的に行う鳥獣害対策への支援（鳥獣害防止総合対策事業）の説明を行った。

さらに、地域の要請に応じて、鳥獣害対策のアドバイスを行う専門家を18地域に紹介し、地域の被害防止対策を推進した。

(5) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域リーダー・有識者との意見交換会」、「農業経営体代表者との意見交換会」、「地域農政に関する市町村長懇談会」、「報道関係者との現地調査」等の各種懇談会及び意見交換会等を開催し、広く意見交換を行った。

また、各種施策の推進に当たっては、関連省庁、都県、生産者団体、実需者団体、消費者団体及び試験研究機関等との各種会議及び意見交換等を通じ意思疎通を図ってきた。

さらに、「関東地域農林水産情報ネットワーク」を活用し、生産者、自治体、JA、生協及び消費者など地域関係者間の連携を図りながら、地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく提供するよう努めてきた。

(6) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」を始め、各種統計資料を公表し、一般消費者や都県関係者及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

関東地域の農政推進地域情報を毎月ホームページに掲載した。

食料・農業・農村に関する情報を「関東農政局メールマガジン」として毎週木曜日に発行するとともに、関東農政局ホームページに掲載した。

インフォメーションセンター（さいたま新都心合同庁舎1号館、2号館及び検査棟に入居している14の官署の業務紹介など、開かれた行政のシンボル拠点）内の「関東農政局消費者の部屋」では、毎月各部の協力により農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた

特色ある展示を行うとともに、各地方農政事務所にも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行った。

なお、各種施策の推進に当たっては、リーフレットの配布や説明会の開催、優良事例の紹介等に努めた。

さらに各地域で行われた農業祭等のイベントに参加し、農業施策等について広くPRを行った。

3 北陸農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成21年春頃からみられた景気の持ち直しの動きが、平成22年度に入っても続いていたものの、秋頃から景気は一時的に足踏み状態となった。その後、3月の東日本大震災の影響により停滞感がみられ、企業の業況感や家計のマインドが慎重化した。

また、雇用情勢は、緩やかに上昇をつづけるなど厳しさが和らいでおり、雇用者所得も所定内給与は前年並みとなったが、特別給与が持ち直しの傾向となった。

イ 農業経営（水田作経営）

管内の22年水田作経営1経営体当たりの農業粗収益は286万円で、前年に比べ38万円（15.4%）増加した。

一方、農業経営費は202万円で、前年に比べ3万円（1.5%）増加したことから、農業所得は85万円となり、前年に比べ35万円（71.5%）増加した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は462万円で、前年に比べ2万円（0.3%）増加した。

水田作作付延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層農業所得は1,828万円と、北陸において平均的な経営規模である1.0～2.0ha階層（82万円）の約22倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水 稲

平成22年産水稻の作付面積（子実用）は21万900haで、前年産に比べ900ha（0.4%）増加した。これは、戸別所得補償モデル事業等の実施による新規需要米等の作付けが増加したためである。

10a当たり収量は、全もみ数及び登熟とも平年並みとなったことから526kgとなり、作況指数は99となった。

県別には、新潟県が作況指数97の524kg、富山県が101の538kg、石川県が101の524kg、福井県が100の518kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1千t(0.1%)上回る110万9千tとなった。

イ 麦

平成22年産六条大麦(子実用)の作付面積は前年産に比べ30ha(0.3%)上回る9,510haとなった。

10a当たり収量は、作柄が良かった前年に比べ51kg(16.1%)下回る265kgとなった。

この結果、収穫量は前年産に比べ4,800t(16.0%)下回る2万5,200tとなった。

ウ 大豆

平成22年産大豆(乾燥子実)の作付面積は、他作物への転換により前年産に比べ800ha(5.2%)減少し、1万4,600haとなった。

10a当たり収量は、初期生育が概ね順調であったものの、開花期以降が高湿・小雨で推移したため前年産より着さや数がやや少なく小粒傾向となり、前年産を20kg(12.7%)下回る137kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を4,200t(17.4%)下回る2万tとなった。

エ 畜産

平成23年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は453戸(前年比4.4%減)で、飼養頭数は1万7,500頭(同2.2%減)となった。

肉用牛の飼養戸数は536戸(同0.9%増)で、飼養頭数は2万4千頭(同3.6%減)となった。

豚の飼養戸数は213戸(前回比(平成21年2月1日現在調査)13.8%減)で、飼養頭数は27万1,300頭(同5.4%減)となった。

採卵鶏の飼養戸数は114戸(同3.4%減)で、飼養羽数は1,002万4千羽(同0.4%減)となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

北陸農政局では、平成22年度行動計画を作成し、これに基づき各種施策を推進するとともに、北陸地域の食料・農業・農村の動向と課題を「情勢報告」としてとりまとめた。

ア 食料自給率向上に向けた取組

管内の平成21年度における食料自給率は79%と高い水準となっているが、米を除くと自給率は13%と低い水準にある。

このため、食料自給率向上に向けた意識の向上を図るため、「ライスランド北陸2010」キャンペーン活動を推進し、米粉・大豆・六条大麦の消費拡大に向け広報誌を作成し、地産地消について北陸農政局長と生産者・消費者等との特別対談記事を掲載するなどの取組を実施した。

国民運動「フード・アクション・ニッポン」の取

組では、金沢市内3小学校5年生を対象に食料自給率等の出前授業などを実施した。

また、野菜の加工・業務用需要向け生産拡大を図るため、富山県砺波市のたまねぎ産地において、生産者と実需者との現地検討会を実施するとともに、飼料自給率の向上を図るため、転作田における稲発酵粗飼料用稲や飼料用米の作付拡大等を推進した結果、飼料用米作付面積は前年に比べてほぼ10倍(1,141ha)に増加した。

イ 米関連対策の着実な推進

(ア) 平成22年産米の取組

米の需給調整は戸別所得補償モデル対策を実施することにより、その実効性確保を図ることとなった。

米の生産数量目標に即した生産を行った農家等が米戸別所得補償モデル事業の対象となることから、戸別所得補償モデル対策の周知と併せ、米の需給状況や支援策のパンフレットを作成し周知に努めたところである。

その結果過剰作付は、昨年に比べ全国で約8千ha減少し、4万1千ha程度となっている。管内では、富山、石川、福井県は、引続き生産数量目標の範囲内の作付けとなった。新潟県は、4,400haの過剰作付けとなり、昨年に比べ約200ha増加したものの、生産数量目標(面積換算値)が昨年に比べ2,700ha程度減少したことによって、主食用の水稲作付面積はむしろ減少している。

(イ) 農業者戸別所得補償制度の実施に向けた取組

平成23年度の農業者戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、平成22年度は水田を対象とする戸別所得補償モデル対策を実施した。本対策の交付金支払件数は約13万件(全国約116万件)となり、平成23年度からは畑作物にも対象を拡大して本格実施されることとなった。

農業者戸別所得補償制度の加入促進に向けた推進活動については、地域農業推進協議会、県、市町村、JA等と連携しながら積極的に展開した。

具体的には、平成23年1月に開催した北陸ブロック説明会(富山市)を皮切りに、管内で延べ520回、2万3,439名(平成23年3月末現在)の参加を得て説明会を開催するとともにパンフレット等により周知に努めた。

また、米だけではなく、麦、大豆等の戦略作物の生産振興や担い手づくり及び農地利用などの取組を一体的に進め、地域農業の再編や活性化、農

家の利便性の向上を図るため、従来の「水田農業推進協議会」に担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を含めた「農業再生協議会」として統合するよう、体制整備に向けた取組を行った。

(ウ) 米の適正流通確保に向けた取組

平成22年4月1日に、用途限定米穀（加工用米、新規需要米等）の適正流通の確保を目的として食糧法の遵守事項が施行され、平成22年度は、管内の用途限定米穀取扱業者に対し、違反の有無に関して524件の立入検査を実施した。

また、米トレーサビリティ法に基づき、平成22年10月から施行となる業者間取引等の記録の作成・保存等について、米の生産者から小売業者まで関係する事業者幅広く周知するため、平成22年度は、管内で説明会を873回実施するとともに、平成23年7月から施行となる産地情報の消費者への伝達について、外食事業者を中心に戸別訪問による説明を管内2,300軒で実施した。

(エ) 多彩な米消費拡大の推進

米の消費拡大を重点施策の一つとして位置付け、年間を通して①朝食欠食の改善に向けた「めざましごはんキャンペーン」、②米を中心とした日本型食生活の周知、③米飯学校給食の拡大、④各種イベント等における普及・啓発活動などに取り組んだ。

また、米粉を利用した製品の一層の拡大を図るため、米粉料理教室の開催、学校給食への米粉パンの導入推進、「米粉取扱店マップ」の追加更新、米粉製粉業者・加工業者との米粉シンポジウムの開催などを通じた普及活動を行った。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保の取組

(ア) 水田経営所得安定対策の推進

管内における平成22年産の加入申請経営体は1万4,378経営体（前年比82経営体増）と全国の18%を占めた。また、加入申請経営体の米の作付予定面積は9万491haで、全国の18%、管内の平成22年産水稻作付面積の43%となった。

(イ) 認定農業者の育成

平成22年3月末現在の認定農業者数は1万8,195経営体（うち法人1,448経営体）で、前年に比べ297経営体増加した。営農類型区分別にみると、稲作単一経営が約5割、稲作を主体とした準単一複合経営が約4割と約9割が稲作を主とした経営であり、水田を中心とした北陸農業の特徴をあらわしている。

(ウ) 集落営農の組織化・法人化の推進

平成23年2月1日現在の集落営農数は2,257集落営農（全国の15%）で、前年に比べ168集落営農増加した。このうち、法人の割合は30%であり、全国（16%）を大きく上回った。

また、担い手不足が見込まれる地域において、農地・農作業の受け手となることが期待される特定農業団体及び特定農業法人は、平成22年3月末現在でそれぞれ195団体及び205法人となっている。

(エ) 一般法人の農業参入の推進

農地法等の一部改正を踏まえ、農業参入意向法人、建設業・食品産業等の各種業界団体及び関係市町村等に対し、制度等の情報提供、個別相談活動等を行った。

これらの結果、平成22年12月31日現在の農業参入法人数は、81法人となった。

(オ) 農地利用集積の推進

平成22年度末までに、全ての対象市町村で農地利用集積円滑化事業の実施主体である農地利用集積円滑化団体が設置され（全国81%）、同事業により2,103haが認定農業者等に集積された。

(カ) 優良農地確保対策の推進

改正された農地転用許可制度、農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めるとともに、耕作放棄地の再生利用を推進するため、管内各県での説明会の開催、管内各市町村に対する地域耕作放棄地対策協議会の設置要請及び「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用に向けた情報提供を行った。

また、管内各地域の関係者との意見交換会を開催するとともに、耕作放棄地解消取組事例集（拡充版）を作成し、農政局ホームページへの掲載及び配布により、耕作放棄地対策の推進に努めた。

(キ) 新規就農の促進

新たに就農しようとする青年等を対象に就農支援資金（無利子）の貸付等の支援を行った。新規就農者数は近年増加傾向で推移するとともに、法人への就業や中高年のUターン等就農ルートが多様化している。北陸農政局では新規就農に関する情報提供として、新潟県と協力し新規就農セミナー（11月）を開催するとともに、各県の就農支援施策をまとめたパンフレットを更新し関係機関への配布等を行った。

(ク) 女性農業者の参画に向けた取組

女性農業者の情報交換を目的として「北陸地域女性農業者WAY・WAYネットワーク交流会及び勉強会」（8月、12月）、「北陸農政局男女共同

参画優良事例表彰」(11月)を開催した。

また、女性起業活動を紹介した「北陸地域女性起業マップ」の配布や農政局ホームページ及びメールマガジンによる各種情報提供等を行った。

エ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

a コミュニケーションの推進と消費者への情報提供と意見交換

グループディスカッションを取り入れた「『食品の安全とリスク』のセミナー」を2回開催し、コミュニケーションを推進した。

また、消費者への情報提供及び意見交換を行う「食の安全1.2.3!とくだねe~講座」を35回実施するとともに、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図る「消費者団体との意見交換会」を各県2回ずつ開催した。

b 農産物のリスク管理の推進

国際的な動向に即したリスク分析を基本とする食品安全行政を着実に推進するため、危害要因に係るサーベイランスやモニタリング等の取組について、各県担当者との意見・情報交換を行い、農林水産分野におけるリスク管理等の基本的な考え方に関する知見・情報の共有を図った。

また、農産物の農薬残留やカドミウム含有等の実態についても各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止やカドミウムの吸収抑制対策等の徹底を働きかけた。

このほか、各県の病虫害防除・試験研究機関担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病虫害同定診断技術の向上を図った。

c 家畜伝染病の発生・まん延防止

管内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の北陸農政局の防疫支援体制等を確認するために模擬訓練を実施し、その結果を踏まえ対応マニュアルを改正するとともに、管内で口蹄疫が発生した場合に迅速かつ的確に対応するため、新たに口蹄疫についての対応マニュアル(暫定版)を作成した。

また、富山県と連携し、防護服の着脱、患鶏の疑似殺処分、車両の消毒等に関する実地訓練を実施した。さらに、家畜伝染病対応に係る各県関係部局との連携強化のための「北陸地域家畜衛生対策連絡会議」も開催した。

平成22年4月の宮崎県における口蹄疫発生を受け、当局においても対策本部を設置し、職員を派遣して防疫支援作業を行った。

平成22年12月に富山県でコブハクチョウから高病原性鳥インフルエンザが確認されたことを受け、当局に対策本部準備室を設置し、関係団体への情報提供、相談窓口の設置等の対応を図った。

d ペットフード安全法に関する取組

ペットフード安全法に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、平成22年1月からは小売販売業者における立入調査を、平成23年1月からは卸売業者における立入検査を開始した。

e 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛トレーサビリティ法に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び販売業者等に対して監視・指導を行った。

f 食品表示の監視・指導等

JAS法に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況の調査を実施するとともに、食品表示110番等に寄せられた食品の不適正表示等に関する情報に基づく調査・指導を行った。

また、事業者及び消費者には、食品表示制度の普及・啓発を図るための出張講座を実施(147回)するとともに、食品の製造・流通・卸・小売業者に対しては、新潟市において食品事業者表示適正化技術講座を実施した。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関と連携し、「食品表示監視協議会」を各県にて開催。不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(イ) 地域における食育の取組

「食育月間」、「食育の日」の取組と併せて、「移動消費者の部屋」の開設及びパネル展示等のほか、企業・大学等の食堂において、卓上メモを活用し食育に関する情報提供を行った。

また、金沢市において、「食育ネットほくりく」交流会の開催とともに、「地産地消と食育が生み出す効果」をテーマに食育セミナーを開催し、高知県南国市と福井県小浜市の取組事例の発表と意見交換を実施した。

「食事バランスガイド」活用促進の取組では、バランスのとれた日本型食生活の普及を図るため、「移動消費者の部屋」及び「農産物直売所」において、パネル展示やパンフレット等で情報提供を行った。また、食事バランスガイドの普及状況を把握するため、「食事バランスガイド」認知度等アンケート調査を実施した。

「教育ファーム」推進の取組として、「北陸ブロック教育ファーム推進協議会」を開催し、「北陸地域における教育ファームの方策について」の中間とりまとめを行った。また、関係者間の相互の交流・連携を図る「教育ファーム」交流会を開催した。

その他、メールマガジン、農政局ホームページや啓発誌「食育を進めよう！」を活用して食育に関する情報提供を行った。

オ 6次産業化の推進に向けた取組

平成22年7月に「北陸農政局6次産業化推進チーム」を設置し、局内関係室課及び各農政事務所を構成員とする推進体制を整備した。

平成22年11月に、各県及び各県農林漁業等関係団体（JA中央会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、土地改良事業団体連合会、食品産業協会）の参画のもと、「北陸地域農林漁業・農山漁村6次産業化推進協議会」を設立し、そのネットワークを活用して六次産業化法及び関連施策の周知に努めた。また、平成23年2月から3月にブロック説明会及び各県説明会を開催（個別相談会も併催）し認定案件の発掘等を行った。

カ 地産地消の推進に向けた取組

地産地消の推進を図るため「北陸地域地産地消推進フォーラム」を開催し、直売所に取り組む関係者の課題解決に向けた意見交換会を行うとともに、地域の個性を活かした創造的かつ将来性のある地産地消活動4事例に対して北陸農政局長賞を授与した。なお、全国の地産地消優良活動表彰においては、「となみの農産物生産グループ協議会」（富山県）に生産局長賞が授与された。

また、「地産地消の仕事人」に管内から6名が選定されたほか、「地産地消給食等メニューコンテスト」において、医療法人財団五省会介護老人保健施設みどり苑（富山県）に生産局長賞が授与された。これらの事例については、農政局ホームページへの掲載等を通じて情報提供を行った。

キ 農産物等の輸出促進に向けた取組

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携

し、輸出に関する知識・意識の向上を図るための勉強会（6、11月）を開催した。

また、海外・国内のバイヤーと直接商談を行う輸出オリエンテーションの会（12月）を開催し、輸出意欲のある事業者への支援や北陸産食材のPRを行った。

ク 農山漁村地域の活性化への取組

(ア) 農山漁村の活性化に向けた取組

農山漁村地域の創意工夫を活かした取組を総合的に支援するため局内に設置している「農山漁村活性化支援窓口」において、市町村等からの相談に対応した。また、「農山漁村活性化法」に基づく「活性化計画」は、18市町において新たに21計画策定され、平成19年度からの累計で56市町村において131の計画が作成され、当該計画に基づき「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、米粉処理加工施設の導入などの各種取組に対して支援している。

(イ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

地域の特性を活かした都市との共生・対流の推進に向け、農政局のホームページを通じ、規制緩和措置を活用した農家民宿の取組事例や市民農園の整備促進に向けた農園開設状況の情報提供など、支援施策や政策情報について情報発信を行うとともに、小学生を対象に1学年100人規模の子どもたちが、農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、14地域のモデル地域で受入体制づくりのための総合的な支援を行った。

(ウ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、特措法）及び鳥獣被害防止総合対策事業について管内市町村等への周知を図った。その結果、管内81市町村中66市町村において特措法に基づく被害防止計画が作成（平成23年2月末現在）され、52地域協議会（58市町村）において上記事業が実施された。

(エ) 農地・水・環境保全向上対策の推進

本対策は、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図るものとして平成19年から実施している。

平成22年度は、管内の各県、市町村、地域協議会を構成員とする「農地・水・環境保全ネットワーク会議」を4回開催し、情報共有と連携強化を図った。

その結果、2,442地区（対前年16地区増）、12万3,464ha（対前年617ha増）にて本対策の取組が行われた。

(オ) 中山間地域等直接支払制度の推進

第3期対策制度説明会の開催、取組事例の紹介等により、平成22年度は管内の66市町村で1,932協定が締結され、2万6,247haの農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

ケ 農業生産基盤の整備

管内は、耕地面積の90%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は65.6%、1ha程度以上の区画整備済面積の割合は9.1%となっている（平成22年度時点）。

平成22年度は、管内で国営かんがい排水事業7地区〔北嶺周辺二期、新川流域、阿賀野川用水、佐渡一期及び二期地区（以上新潟県）、九頭竜川下流一期及び二期地区（福井県）〕及び国営総合農地防災事業1地区〔庄川左岸地区（富山県）〕において事業実施（継続）した。

コ バイオマス・ニッポンの実現に向けた取組

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の実現に向けバイオマス利活用の促進を図るため、バイオマス賦存量調査等の事業への支援を行った。

また、地域の主体的な取組の推進を図るため、管内市町村等に対して、バイオマスタウン構想及び新たに策定されたバイオマス活用推進基本計画の説明並びに支援策（交付金等）の説明を実施するとともに、意見交換を行った。

サ 生物多様性の保全への貢献

国連食糧農業機関（FAO）が進めている「世界的に重要な、次世代へ継承すべき伝統的な農法や生物多様性等を有する地域を認定し、これを保全するプロジェクト」である『GIAHS（世界農業遺産）』に対して、新潟県佐渡地域（佐渡市）及び石川県能登地域（七尾市ほか7市町）の認定を目指す取組を支援し、12月にFAOへの申請手続きがなされた。

また、行政機関、地域農業者及び研究機関で構成する「トキの野生復帰に係る農業・農地戦略検討会議」を4回開催し、トキの野生定着と佐渡での持続可能な農業振興を両立させる取組を進めた。

(4) 関係機関との連携強化

管内各県・市町村、土地改良区等から、随時「施策提案」を受け、地域農政推進のための意見交換を行うとともに、地域住民からの要望・相談に対応し、地域農政の理解醸成に取り組んだ。また、管内農林・農地部長会議を2回開催し、5月は新たな食

料・農業・農村基本計画や戸別所得補償モデル対策についての意見交換、10月には平成23年度農林水産予算概算要求についての意見交換を行った。

(5) 広報活動

ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を毎月開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

また、報道機関で農業関係記事等の報道に当たり、主導的な役割を果たしている論説委員等と農政局幹部との現地懇談会を12月に実施した。

イ ホームページやメールマガジンによる情報発信

北陸農政局ホームページは、食料自給率の向上、食の安全や消費者の信頼の確保、戸別所得補償制度など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等にわかりやすく発信した。

また、農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を毎月5日と20日に配信した。

4 東海農政局

(1) 東日本大震災について

東海農政局による主な取組

災害対策本部を3月11日に立ち上げ、大震災に関する各種情報の取りまとめと管内各県・関係団体等への迅速な情報提供を通じて、食料の確保及び円滑な流通の確保、更には農作物の安全性等に関する正確な情報の提供に努めた。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成22年4月以降の管内経済の動向は、堅調な輸出や省エネ効果の高い製品を中心とした需要の増大を背景に、概ね持ち直しの局面にあった。個人消費は、概ね横ばいとなり、公共投資は、緩やかな減少傾向で推移した。住宅投資は、年初は低水準で推移したものの、その後は持ち直しの動きとなり、設備投資も水準は低いものの、持ち直しの動きがみられた。生産は、春頃まで緩やかに増加したものの、年央から秋頃にかけて減少し、年末に向かって下げ止まり、持ち直しの動きがみられた。雇用情勢は、緩やかながら改善したものの、その水準は低く、年間を通じて厳しい状況が続いた。

イ 農業経営の概要

東海3県における平成22年の水田作経営の1経営

体当たり農業粗収益は146万6千円、農業経営費は146万2千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は4千円となった。

また、農外所得は248万円、年金等の収入は281万6千円となり、農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は530万円となった。

(3) 農業生産の動向

ア 水 稲

平成22年産水稻の作付面積は8万6,900haで、前年並みとなった。

10a当たり収量は492kgで、作況指数は99となった。

これは、登熟が概ね平年を上回って推移したもの、もみ数が6月中旬から7月中旬の日照不足により平年に比べやや少なくなったためである。

収穫量は42万7,400tで、前年産に比べ1万t(2%)増加した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量(主食用)は42万1,900tとなった。

イ 小 麦

平成22年産小麦の作付面積は1万3,800haで、前年並みとなった。

10a当たり収量は215kgで、前年産を52kg(19%)下回った。

収穫量は2万9,700tで、前年産に比べ7,200t(20%)減少した。

ウ 大 豆

平成22年産大豆の作付面積は1万700haで、前年産に比べ400ha(4%)増加した。

10a当たり収量は161kgで、前年産を69kg(75%)上回った。

収穫量は1万7,200tで、前年産に比べ7,720t(81%)増加した。

エ 茶

平成22年産茶の摘採延べ面積は8,510haで、前年産に比べ70ha(1%)増加した。

生葉収穫量は4万700tで、前年産に比べ2,600t(7%)増加した。

荒茶生産量は8,670tで、前年産に比べ490t(6%)増加した。

オ 野 菜

平成22年産指定野菜の作付面積は1万7,800haで、前年産に比べ200ha(1%)減少した。

収穫量は63万6,700tで、前年産に比べ1万900t(2%)減少した。

品目別では、キャベツが25万9,200t(前年産に比

べ2%増加)、トマトが7万9,500t(同1%減少)となった。

出荷量は54万4,700tで、前年産に比べ4,400t(1%)減少した。

カ 果 樹

平成22年産主要果樹(みかん・りんご・ぶどう・日本なし・もも・かき・くり)の栽培面積は9,040haで、前年産に比べ210ha(2%)減少した。

収穫量(主産県)は8万3千tで、前年産に比べ2万2,500t(21%)減少した。

品目別では、みかんが4万4,700t(前年産に比べ19%減少)、かきが2万t(同31%減少)となった。

出荷量(主産県)は7万3,100tで、前年産に比べ1万8,800t(20%)減少した。

キ 花 き

平成22年産花き(主産県)の作付(収穫)面積は、切り花類が1,683ha(前年産に比べ4%減少)、鉢ものの類が446ha(同4%増加)、花壇用苗ものの類が200ha(同1%増加)となった。

ク 畜 産

(ア) 乳用牛

平成23年2月1日現在の飼養戸数は649戸で、前年に比べ41戸(5.9%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は70.2頭で、前年に比べ1.8頭(2.6%)増加した。

(イ) 肉用牛

平成23年2月1日現在の飼養戸数は1,314戸で、前年に比べ86戸(6.1%)減少した。

1戸当たり飼養頭数は88.4頭で、前年に比べ3.1頭(3.6%)増加した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の自給率向上に向けた推進活動等

東海地域の平成21年度の食料自給率(概算値)は、カロリーベースで岐阜県24%、愛知県13%、三重県42%、生産額ベースで岐阜県50%、愛知県37%、三重県72%となった。

これを受け、東海農政局は、国民一人一人が食料自給率を高めるための主体的な行動を起こす契機になることを目的に、平成23年2月に名古屋市内で「食料自給率向上に向けた企業・団体等の活動を考える」をテーマに、「東海地域食料自給率向上研究会」を開催した。

また、前年に引き続き小学生をターゲットに「サイバーラビットの東海食べ物探検記2010」を発行したほか、市民講座や大学等への講師派遣を行

い、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

東海農政局は、食料消費面の取組として「食育推進基本計画」に基づき、管内の食育関係者との連携を図りつつ「食事バランスガイド」等を活用した「日本型食生活」の実践のための取組を推進した。併せて「とうかい食育推進だより」、「教育ファームねっとわーく東海」及び教育ファームメールマガジンを発行するとともに、東海地域の教育ファームの取組事例等をホームページで紹介した。

米の消費拡大に向けて、学校給食関係者に米飯学校給食の増加の働きかけを行うとともに、米粉食品の認知度を向上させるイベントを開催するなど、米粉食品の普及を推進した。

(ウ) 生産面の取組

飼料作物については、稲WCS用稲、飼料用米や放牧の推進に係る技術検討会の開催、耕畜連携に係る関係者への事業説明等の取組を通じ、稲WCS用稲（平成21年197ha→平成22年301ha）及び飼料用米（平成21年328ha→平成22年770ha）といった水田における飼料作物作付面積の伸びにより、平成22年度は対前年比105%の6,520haとなった。

一方、食品残さについては、東海農政局が事務局を務める東海地域エコフィード推進協議会が中心となり、エコフィードの推進、安定的な利用体制の整備、技術の普及・定着の推進、情報の提供等を行った。また、東海農政局のホームページに掲載している「食品残さ飼料化データベース」を拡充し、食品残さの供給者と利用者のマッチングを行った。

(エ) 地産地消の推進

東海農政局は、地産地消の取組を自ら実践するため、管内の食材を使用した「地産地消東海べんとう」を毎月1回東海農政局の食堂で提供した。

また、東海地域から優れた地産地消の取組を実現するための助言を行う「地産地消の仕事人」が新たに5人選定された。

(オ) 優良農地の確保について

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を農用地区域として確保するため、国と都道府県が「確保すべき農用地面積の目標」として、岐阜県4.5万ha、愛知県6.0万ha、三重県5.5万haが設定され、農地制度の改正に伴う農地転用

許可制度の厳格化等により、優良農地の確保に取り組んだ。

また、「耕作放棄地全体調査」により耕作放棄地の実態を把握するとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策による再生利用の取組に対する支援、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等、耕作放棄地対策を推進した。

イ 戸別所得補償モデル対策の実施及び農業者戸別所得補償制度の推進

平成22年度からスタートした戸別所得補償モデル対策の円滑な推進を図るため、局内及び各農政事務所農業者戸別所得補償制度推進チームを設置し、本省、局内関係各課、関係機関との連絡調整、農業者等からの相談対応等を行うとともに、各地域に担当職員が出向き、局独自に作成したパンフレット等を活用し、行政担当者等への説明及び農業者等への加入推進等の説明会を1,112回（延べ参加人数 4万209名）行った。

また、市町村等の広報誌やホームページへの掲載依頼、土地改良区等を通じたPR資料の配付等を行った。

その結果、東海管内の加入（交付）件数は7万5,823件となり、経営形態別の内訳は個人が7万5,174件、法人が320件、集落営農が329件となった。

事業別の加入件数は、米戸別所得補償モデル事業が6万6,340件、水田利活用自給力向上事業が3万1,282件となった。

更に、平成23年度から本格実施となる農業者戸別所得補償制度の円滑な実施のため、各地域での説明会に加え、より多くの農業者への周知を図るため、農業委員会や土地改良区等を通じ、PR資料をほとんどの地域で全農家へ配付した。

また、加入推進活動として、

(ア) 地域水田協議会等と連携し、出張受付会を行い、新たな加入者の掘り起こし

(イ) 需給調整非実施者の割合が高い地域及びモデル対策において加入率の低かった地域に対し、重点的な推進

(ウ) モデル対策に未加入の大規模農業者に対し、戸別訪問等による加入推進等を行った。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

(ア) 食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査並びにBSE対策として飼料及

び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、ペットフードの安全確保のための検査及び調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の協力体制の整備等を行った。

(イ) 農業生産工程管理（GAP）の導入

東海農政局は、平成22年4月に策定された「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」について、県・市町村等に対して説明会を開催し周知するとともに、ガイドラインに則したGAPに関する指導者の育成及び研修等の取組を支援した。

平成23年3月末現在で東海地域の導入産地数は145産地となった。

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

東海農政局管内では4例の高病原性鳥インフルエンザが確認された。

それぞれの発生確認日、地域、農場、防疫処置完了日は以下のとおりであった。

- 1 例目：平成23年1月27日、愛知県豊橋市、採卵鶏農場、2月3日
- 2 例目：平成23年2月14日、愛知県新城市、肉用・採卵用種鶏農場、2月16日
- 3 例目：平成23年2月16日、三重県紀宝町、肉用鶏農場、2月21日
- 4 例目：平成23年2月26日、三重県南伊勢町、採卵鶏農場、3月6日

農林水産省は、殺処分した家きん、焼却処分した卵等に対する手当金や経営維持・再開に関する交付金の助成等を行った。

（なお、平成23年6月24日にOIEの規定により我が国は清浄国に復帰した。）

(エ) JAS法に基づく食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう小売店舗、中間流通業者における食品の表示実施状況の確認、名称、原産地表示等の表示根拠の確認等の調査を計画的に実施するとともに、違反が確認されれば、JAS法に基づく指示・公表等を行った。

また、各種団体が開催する食品表示説明会に出向き、食品表示の重要性や適正な表示の在り方について普及・啓発を行ったほか、「親子食品表示パトロール隊」を各県で実施し、様々な年代層に対して食品表示への関心喚起に努めた。

食品企業のコンプライアンス徹底を図るために、岐阜県が開催した「食品表示講習会」に講師を派遣するとともに、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引きを基に社内での取組の点

検・検証を行い、出席した企業に対して不十分な取組があれば、適宜、「取組方針」及び「具体的な取組事項」を参考に可能なところから実行するとともに、その取組を必要に応じて外部に公表していくよう要請した。

(オ) 米穀の流通監視の取組

米トレーサビリティ法に基づく流通監視については、平成23年7月から産地情報の伝達が義務化されることから、制度説明会を実施するとともに、各種団体からの講師要請に対し積極的に対応し普及啓発活動を行った。

また、東海農政局が行う各種調査等を活用し、パンフレット等の配布を行ったほか、各種団体が発行された機関紙等への周知記事の掲載及び公共施設へのパンフレット等の配置等あらゆる機会を活用し、米トレーサビリティ法の周知を行った。

改正食糧法に基づく流通監視については、新規需要米及び加工用米の生産者及び実需者等に対し、横流れ防止を最重点課題として立入検査を実施した。

農産物検査法に基づく流通監視については、すべての登録検査機関に対し監査を実施するとともに、農産物検査を実施する場所（検査場所）ごとに巡回点検を実施した。

(カ) 消費者への情報提供と意見交換

東海農政局は、「消費者の部屋」を設置し、消費者相談の受け付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設等情報発信に努めた。また、地方自治体と連携した市民講座を開催し、農林水産施策情報の受発信を行った。

さらに、消費者とのコミュニケーションの推進に向け、消費者・食品関連事業者・行政による懇談会、消費者団体との懇談会、生協との意見交換会のほか、これまで意見交換の機会が限られていたOL・サラリーマンとのコミュニケーションの機会を確保するため、夕方から食事を取りながら意見交換を行うイブニングセミナーを開催した。

エ 農山漁村6次産業化の推進

東海農政局は、東海地域における6次産業化を推進するため、5月に局内関係課長を構成メンバーとする「東海農政局6次産業化推進チーム」、10月に「6次産業化の推進に関する総合相談受付窓口」を設置し局内の推進体制の整備を行った。

また、12月に東海地域の各県行政機関、農林漁業関係団体、関係研究機関、金融機関、食品関係団体、関係地方支分部局を構成員とする「東海地域6

次産業化推進協議会」を立ち上げた。

オ 農商工連携・地域資源活用の促進

東海農政局と中部経済産業局は、東海地域の資源を活用した農商工等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等との連携のもと、新商品の開発や販路拡大等を支援したほか、農商工等連携フォーラム等を開催し、情報提供や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、東海地域では平成22年度に「農商工等連携事業計画」を13件（平成22年度末累計49件）、「地域資源活用事業計画」を6件（平成22年度末累計42件）を認定した。

カ 水田・畑作経営所得安定対策等の取組

県担い手育成総合支援協議会等と連携して、市町村等に対し、担い手育成関係事業の積極的な活用等の働きかけを行うとともに、集落レベルの相談会の開催や市町村・農協等へ出向いて水田・畑作経営所得安定対策出張受付等を行い、本対策の加入促進を図った。

その結果、東海地域における平成22年度の「水田・畑作経営所得安定対策」への加入者数は1,533経営体（岐阜県504経営体、愛知県379経営体、三重県650経営体）となり、前年に比べ22経営体減少しているが、これは昨年の加入者が法人へ参加したことや、モデル対策に加入した米作付のみの農業者が加入を見送ったことにより減少したものである。

一方、加入者の作付予定面積は、米が1万6,292ha、麦が1万3,994ha、大豆が9,858haと昨年（米1万5,202ha、麦1万3,907ha、大豆9,669ha）より全ての品目で上回った。

加入経営体の内訳は、認定農業者が1,303経営体（岐阜県391経営体、愛知県370経営体、三重県542経営体）で昨年（1,322経営体）より19経営体、集落営農組織が230経営体（岐阜県113経営体、愛知県9経営体、三重県108経営体）で昨年（233経営体）より3経営体それぞれ減少した。なお、集落営農組織の割合は15.0%であった。

また、平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴い、畑作物の「生産条件不利補正対策」が農業者戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」へ移行すること等の説明を交付金申請出張受付時やパンフレットの送付等により、加入者に対して行った。

キ 改正農地制度の定着・推進

東海農政局は、改正農地法（平成21年12月）の目的である農地の確保とその有効利用を図るため、

県、農業会議等関係機関・団体と連携し、農地利用集積円滑化団体の設立促進（管内128市町村のうち118市町村が設立）、全131農業委員会における遊休農地の解消に向けた取組の推進、相続税納税猶予制度と戸別所得補償モデル対策を連携させ、全国で納税猶予適用者が最も多い愛知県下の適用者へのダイレクトメールによる制度の周知等により農地集積の推進活動を行った。

また、「適正に農地を利用していないときは契約を解除する」等の条件の下で、農業生産法人以外の法人による農業参入を促進するため、企業等に対するセミナーや相談等を通じた周知を行った結果、サービス業、食品産業、小売業等、多様な業種から新たに35法人が参入し、40法人となった。

ク 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が平成20年2月に施行された。東海農政局管内では、65市町村（平成23年2月末現在）が同法に基づく被害防止計画を作成し、42市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金により鳥獣被害防止対策に取り組んだ。当局では、関係機関との連携、情報交換を図るとともに、鳥獣被害防止対策に関する現地説明会の開催及びホームページやメールマガジン等による情報発信により鳥獣被害防止対策の一層の推進を図った。

ケ バイオマスタウン構想の推進等

市町村が中心となって作成する、地域のバイオマス利活用の全体プランである「バイオマスタウン構想」は、今年度、岐阜県関市と岐阜県七宗町が策定した。その結果、東海農政局管内では、現在12市町で本構想が策定され公表されている。

また、バイオマスタウン構想に替わるバイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）がなされたことから、県・市町村及び民間バイオマス関連事業者に対して、「バイオマス活用推進計画」の推進のために、説明会を行った。

コ 農山漁村の活性化

（ア）子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

「子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金」による受入地域の体制づくりとして、地域でのインストラクター研修、安全管理研修、パンフレットや安全管理マニュアルの作成・配布、シンポジウム等の取組を行った。

（イ）農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け地域自ら考えて行動す

る取り組みを支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談に対応した。

また、「農山漁村活性化法」に基づき、県及び市町村が「活性化計画」を作成し定住等及び地域間交流の促進に取り組んでおり、平成22年度までに、52市町村で51の計画が作成された。

(ウ) 農産物直売所の最新情報の発信（HP掲載）

管内の農産物直売所を対象に、最新情報を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果得られた「おすすめ商品や周辺の観光拠点、営業時間など最新情報」を東海農政局ホームページに掲載した。（90カ所）

(エ) 「食と地域の『絆』づくり」で管内から2団体を先駆的優良事例として選定

国民のいのちを支える「食」をテーマとして地域活性化に取り組む先駆的優良事例を奨励する「食と地域の『絆』づくり」において、管内から「農事組合法人鵜の味（うのみ）」（愛知県美浜町）、「志摩いそぶえ会」（三重県志摩市）の2事例が選定された。

(オ) 「食アメニティコンテスト」で管内から2団体が審査会特別賞を受賞

伝統的な食文化の保存や新しい食文化の開発を表彰する「食アメニティコンテスト」（第20回（平成22年度））において、「にゅうかわ糍味噌研究会」（岐阜県高山市）と「志摩いそぶえ会」（三重県志摩市）が審査会特別賞を受賞した。

(カ) 「美の里づくりコンクール」で管内から1団体が農村振興局長賞を受賞

地域の自主的努力により保全・形成されている景観への優れた活動事例を表彰する「美の里づくりコンクール」（第6回（平成22年度））において、「横輪町活性化委員会」（三重県伊勢市）が農村振興局長賞を受賞した。

サ 環境の保全・向上に向けた取組

(ア) 環境保全型農業の推進

東海農政局は、東海ブロック環境保全型農業推進会議において、環境保全型農業推進コンクール受賞者との意見交換会の開催や環境保全型農業に係る情報提供等を行い、エコファーマーの認定について、着実な推進を図った。

結果、平成23年3月末現在の東海地域のエコファーマー認定件数は5,234件となった。

また、東海ブロック有機農業推進委員会において、有機農業の生産・流通・消費等における課題や関係者の意見等を整理し、中間取りまとめとし

て「東海ブロック有機農業の推進に向けて」を公表したほか、現地検討会を行う等、東海地域の有機農業の推進を図った。

(イ) 農地・水・環境保全向上対策等の取組

東海農政局は、特色ある取組事例を幅広く活動組織に情報提供し、地域で創意工夫のある取組が進むよう支援するとともに、地域住民・消費者に農業・農村の多面的機能や農地・農業用水等の資源保全の重要性をホームページを通じて発信した。

その結果、東海地域における平成22年度の「共同活動」の組織数は1,213組織で取組面積は約6万8千haとなり、前年度に比べ取組面積、組織数ともわずかながらいずれも増加した。

なお、平成23年2月に愛知県安城市で「水土里フォーラム2010in安城市～水土里のウォーキングと農業体験に行こう～」を開催し、「出合いは出合いへ繋がる」の思いのもと、資源保全等の活動を体験し、大切な「水土里」を守っていくことを考える場とした。

シ 輸出促進に向けた取組

東海農政局は、輸出促進ホームページ、東海地域の輸出パンフレット、加工食品も含めた輸出促進マップ等の作成をした。

また、輸出普及・啓発活動では、平成19年から毎年「輸出オリエンテーションの会」を実施し、22年度は、国内外のバイヤー14社を招へいしてセミナー及び商談会を開催した。さらに地方公共団体、農業団体及び関係団体との連携強化を図り平成19年に設立した「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」と連携した輸出促進のためのセミナーを開催し、東海地域における輸出の弊害となる問題点の提起、解決に取り組んだ。

ス 花き園芸産地における花育活動

東海農政局は、花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、花育の取組を行った。

JA愛知みなみ花き連絡協議会（愛知県田原市）では、市内5カ所の小学校で、フラワーアレンジメント体験教室を実施した。花材には市内で栽培されたカーネーション等の花を使い、贈る人への感謝の気持ちを込めたメッセージカードも添えられた。

セ 農業水利施設の適切な更新・保全管理に向けた取組

東海農政局は、農業水利施設等の適切な更新・保全管理のため、ストックマネジメントを実施した。

管内の国営事業で造成した農業水利施設につい

て、平成19年度から平成23年度までの5カ年間に、すべての施設を対象に機能診断を実施し、機能保全計画を策定する。平成22年度は国営事業地区4地区を対象に実施した。

ソ 「カルタヘナ議定書第5回締約国会議」(COP-MOP 5) 及び「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10) の取り組み

10月に名古屋市において、COP-MOP 5 及びCOP10が開催された。これに先立ち、東海農政局は、生物多様性の日である5月22日、安城市榎前地区において、住民参加により実施されている水田魚道の生物調査と、農林水産業と生物多様性の関係をテーマにしたシンポジウムを開催した。

COP-MOP 5 及びCOP10の開催期間中には、「農業と生物多様性との関わりについて」をテーマに生物多様性交流フェアブースを展示し約7千名の来場者があった。また公式エクスカージョンを新城市の「四谷の千枚田」において実施し、14カ国21名が参加した。COP10パートナーシップ事業として、消費者の部屋からは、出向展示及び、市民講座、夏休み親子体験セミナー「田んぼのまわりの生きもの調査」を実施した。

(5) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、消費者、農業者等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催し、各種事業の普及、農業の多面的機能や資源保全のPR、バイオマスの推進等、各種施策の啓発を行った。

(6) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信と意見交換

報道関係者との連携強化に向けた取組として、記者懇談会(1回)、プレスリリースの発信(63回)、記者へのレクチャー(4回)、報道関係者現地調査(8月・愛知県下)、記者勉強会(1回)を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、農業施策に関する意見交換等を行った。

イ ホームページ等による各種情報の発信

東海農政局のホームページは、農業者戸別所得補償制度、農業の6次産業化等、重要政策情報を正確

かつ迅速に掲載したほか、各種シンポジウム・セミナーやイベントの紹介、統計発表等、東海地域に関する情報について、国民に向けて幅広く情報の発信を行った。また、農業政策情報はもとより、東海地域の話題のスポットや旬な農産物等を幅広く紹介する政策情報誌「食・農びっくあっぷ」を毎月作成し、消費者モニター等へ配付するとともに、ホームページへ掲載した。

ホームページを補完するため、東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を計25回(原則5日、20日及び特別号)発行した。

平成22年度末の読者数は4,997人と安定した購読者数を維持した。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

近畿管内の平成22年度の経済情勢をみると、雇用等に厳しさを残しつつも、前半は前年度後半の流れを受け緩やかに回復を見せたが、後半には一服感が見られた。

主要項目別では、生産活動は前半は耐久消費財への政策支援や輸出増加を背景に増加していたが、後半にはアジア向け輸出の伸び鈍化などから増勢一服となった。

消費面では、猛暑や家電のエコポイント制度による効果が見られた。またエコカー補助金の終了やたばこ税引き上げ前の駆け込み需要の反動があったものの緩やかに持ち直しつつあった。

雇用面については失業率が高止まりであったが、賃金は前年比マイナス幅が縮小した。

イ 農業経営

平成22年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は127万円で、米の価格低下から稲作収入は減少したものの、米戸別所得補償モデル事業交付金の交付等により前年に比べて7.1%増加した。

一方、農業経営費は122万円で、農業薬剤費、農機具費等が減少したことにより、前年に比べて2.9%減少した。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は5万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成22年産水稻の作付面積(子実用)は11万500haで、前年産並みとなった。

作柄は、5月中旬から6月上旬の低温により生育

が抑制され、6月中旬から7月中旬の日照不足であったこと等から、作況指数98で、10a当たり収量500kg、収穫量は55万2千tとなった。

イ 野菜

平成22年産野菜の作付延べ面積は2万5千haで、前年に比べ500ha（1.9%）減少した。

うち、指定野菜（前年の平成21年産が主産県調査のため、一部の府県でレタス、にんじん、ピーマンが調査対象外であったことから、これら3品目を除く対前年比較可能な指定野菜11品目）の作付面積は1万3千haで、前年に比べ300ha減少した。収穫量は41万6,400t、出荷量は31万2千tであった。

ウ 果樹

平成22年産果樹の栽培面積は2万9千haで、前年に比べ200ha（0.7%）減少した。

うち、温州みかんの結果樹面積（主産県：大阪、兵庫、和歌山）は8,480haで、前年に比べ40ha（0.5%）減少した。収穫量は16万8,600tで、前年産に比べ4万t（19.2%）減少した。これは、果実肥大期の高温・小雨に伴い果実の肥大が抑制されたこと、表年の前年に比べ結果数が大幅に減少した等による。

かきの結果樹面積（主産県：奈良、和歌山）は4,650haで、前年に比べ20ha（0.4%）減少した。収穫量は5万7,700tで、前年産に比べ3万500t（34.6%）減少した。これは、開花期の天候不順に伴い結果数が減少したこと等による。

うめの結果樹面積（主産県：奈良、和歌山）は5,510haで、前年に比べ20ha（0.4%）増加した。収穫量は5万8,100tで、前年産に比べ1万5,300t（20.8%）減少した。これは、開花期の天候不順の影響により結果数が減少したこと等による。

エ 畜産

平成23年2月1日現在における家畜の飼養頭数を見ると、乳用牛は3万3,800頭で前年に比べ1,900頭（5.3%）減少し、肉用牛は8万8,100頭で前年に比べ3,400頭（3.7%）減少した。これは、飼養者の高齢化による廃業等による。

（3）主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

（ア）米の消費拡大の取組

a 米を中心とする食生活の普及

朝ごはんの習慣化の促進やバランスのよい「日本型食生活」を普及し、米の消費拡大を図ることを目的とした「めざましごはんキャンペーン」の取組として、市町村等が主催するイ

ベントに出展し、パネル展示、資料配布を行った。

また、学校米飯給食推進のため、関係機関へ米飯・米粉パン給食回数増加について働きかけを行った。

平成21年度米飯給食の週平均実施回数は、全国で3.2回（平成20年度3.1回）であり、近畿管内の各府県で2.7～3.7回（20年度2.6～3.7回）と横ばい状態である。

b 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、「米粉食品を聞く・見る・食べる～米粉まつり2010～」と題して、シンポジウム、米粉食品の試食・販売、製粉機械の紹介、米粉料理教室等を実施した。

また、米粉利用技術の普及に向けた取組として、「米粉パン製造技術講習会」、「米粉を使った給食メニュー普及のための調理講習会」を開催した。

平成23年3月には、「米粉の需要拡大と6次産業化に向けた米粉マッチング相談会」を開催し、米粉の新たな需要創出と、生産者と実需者等のマッチング促進を図った。

（イ）地産地消の推進

地産地消給食等メニューコンテストを実施したほか、地産地消の取組をより一層推進するため、高速道路での飲食メニュー等において地産地消の活動を行っている優良な店舗を表彰するメニューコンテストを西日本高速道路サービス・ホールディングス（株）と共催で11月に実施した。

22点の応募があり、予選を勝ち抜いた7点が農政局長賞などに輝いた。

また、地域の農林水産物の利用が効果的に促進されるよう交付金を活用し、1地区において直売所に加え農林水産物の処理加工施設、レストラン交流施設の整備を行った。

（ウ）新規需要米の取組

近畿管内における新規需要米のうち、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲の作付面積は、戸別所得補償モデル対策における戦略作物として助成措置が拡大されたことから農業者等の取組意欲が高まり、大幅に増加する結果となり、米粉用米が138ha（前年産の3倍）、飼料用米が173ha（同4倍）、稲発酵粗飼料用稲が401ha（同2倍）となった。

イ 食の安全と消費者の信頼確保、食育に向けた取組

(ア) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法に基づき、食品表示について一般調査及び特別調査を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等3,414件のうち、疑義情報として取り扱う情報提供については、任意調査等を行った。

JAS法に基づく改善の指示を行ったものは5件あった。

(イ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や、各種届出の状況等について立入検査を1,359回実施するとともに、耳標の装着等が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して帳簿の備付けや個体識別番号の表示・伝達の状況について立入検査(4,974回)及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取(1,723検体)を実施するとともに、個体識別番号の表示、伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

(ウ) 高病原性鳥インフルエンザに対する取組

平成23年2月15日に和歌山県紀の川市で2月28日に奈良県五條市で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された。両県は、当該農場の飼養鶏の殺処分及び埋却、移動制限区域の設定等の防疫措置を行った。

近畿農政局では、簡易検査陽性の連絡を受け直ちに高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、両県の要請に基づく防疫作業支援者の派遣(延べ140名)、消費者等への情報提供、消費者相談窓口を設置した。また、小売店舗での鶏肉・鶏卵の表示状況調査を実施(延べ6,172店舗)し、不適切な表示に対しては撤去・是正を要請し、全て改善された。

(エ) 消費者行政の展開

平成22年度の消費者等からの相談件数は612件であり、内訳は「資料請求」に関するものが23%と一番多く、次に「制度・基準」が18%となっている。

また、「消費者の部屋」として庁舎内外において179回の展示を実施し、うち庁舎外では「移動消費者の部屋」として128回実施した。7月28～29日には小学生と保護者を対象に「夏休み子ども消費者の部屋」を開催し、延べ254名が来場した。

さらに、食に関する安全行政推進の一環として、消費者等へのわかりやすい情報提供に努め、食品の安全性確保等に関する意見交換を行うリスクコミュニケーションやセミナーを4回開催した。

(オ) 食育の推進

農業体験・調理体験等を通じて、子どもたちに命を育む農業・農産物への理解・感謝の念を深めってもらうため「五感に響く農業体験」として体験学習の取組を支援しており、平成22年度は小学校を中心に7校で実施した。

また、この取組を多くの人に知ってもらうため「食と農を考える体験学習活動成果発表会」を開催した。

ウ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 農業者戸別所得補償制度の推進

平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度は、水田をターゲットに事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、戸別所得補償モデル対策(以下「モデル対策」という。)を実施した。

a モデル対策の交付状況(経営形態別)

近畿管内におけるモデル対策の交付件数は13万7千件で、これを経営形態別にみると、「個人」が13万5千件(構成比98.9%)と太宗を占め、「法人」は377件(同0.3%)、「集落営農」は1,068件(同0.8%)となった。

府県別にみると、兵庫は6万7千件で全国1位の交付件数となり、次いで滋賀は2万6千件、京都は2万3千件、和歌山は9,800件、奈良は6,800件、大阪は3,800件となった。これは、初年度にもかかわらず多くの農家がモデル対策へ期待を寄せ、参加していただいた結果と考える。

集落営農組織への交付件数は1,068件で、平成21年度の水田経営所得安定対策への加入集落営農組織数(666件)を約400件上回り、特に、滋賀(115件)、京都(117件)及び兵庫(163件)となり、共に100件を上回る加入となった。これは、①米戸別所得補償モデル事業(以下、「米モデル事業」という。)の交付対象面積が、集落営農組織全体の主食用米の作付面積から10aのみの控除でよいこと、②経営所得安定対策に比べ担い手要件などの加入要件が緩和されたこと、により新たな集落営農の組織化が進展したと考えられ、担い手の確保が喫緊の課題となっている水田農業において、将来の営農体

制の確保に貢献したと考えられる。

b 事業別の交付状況

モデル対策の交付状況を事業別にみると、米モデル事業は12万3千件（モデル対策交付件数比90%）、水田利活用自給力向上事業（以下、「水田利活用事業」という。）は5万5千件（同40%）となった。

米モデル事業の交付状況を府県別にみると、滋賀、京都及び兵庫ではモデル対策の合計交付件数の9割以上となり、一方、大阪は6割と低くなった。

水田利活用事業の交付状況を府県別にみると、モデル対策の合計交付件数に占める割合は、大阪が6割、京都、兵庫、奈良及び和歌山は4割程度となり、滋賀は3割と低くなった。

c 交付金の支払い状況

米モデル事業の定額部分及び水田利活用事業交付金は、平成22年11月～平成23年1月に支払いを開始し、米モデル事業の変動部分については、2月下旬から支払いを開始した。

近畿管内では米モデル事業で199億円、水田利活用事業で84億円と合計238億円が支払われ、農家の手取り額の確保に貢献した。

(イ) 農地・水・環境保全向上対策の推進

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する「共同活動支援」に対する近畿管内での取組状況は、地区数3,296（全国1万9,658）、取組面積10万3千ha（全国143万3千ha）となっており、取組面積の農振農用地に占める割合は、約55%（全国約35%）となっている。

取組面積を府県別にみると、滋賀33%、京都14%、兵庫45%の3府県で9割以上を占めており、取組地区数でもこの3府県で9割以上を占めている。

これを農振農用地に占める割合でみると、滋賀67%、京都57%、兵庫75%となっている。地目面積別でみると水田が9割以上を占めている。

また、化学肥料や農薬の使用を大幅に低減する「営農活動支援」に対する近畿農政局管内での取組状況は、活動組織数744（全国2,941）、取組面積1万4千ha（全国8万4千ha）となっており、全国における面積割合は約16%、組織数割合は約25%と高い割合を占めている。

取組面積を府県別にみると、環境保全型農業への取組が進んでいる滋賀が近畿地域の約9割を占めている。作物別には水稻の取組が全体の82%と

多く、次いで麦・豆類が13%となっている。

(ウ) 鳥獣害対策の展開

近年、鳥獣による被害は、営農意欲の減退や不作付地の増加をもたらす一因となっており、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。

近畿農政局では、都道府県を通じた市町村での鳥獣害対策事業として「鳥獣被害防止総合対策交付金」があることから、管内市町村に対し、ブロック説明会や出前説明会を開催した。

また、「移動消費者の部屋（京都中央郵便局）」や「水都おおさか森林の市2010」において、消費者に鳥獣害対策の必要性や捕獲したシカ・イノシシの有効利用について啓蒙を図った。

エ 農山漁村の活性化に向けた取組

(ア) 農業・農村の6次産業化の促進

近畿農政局では、平成22年度、6次産業化の推進にあたり、近畿の実態（①豊かな食文化と観光、②気候風土に恵まれ多彩な農産物、③2千万人を抱える大消費地、④食品産業を代表とする企業、大学が多数存在）を踏まえた課題や対処方法を検討するため近畿農業・農村6次産業化協議会を設置するとともに、6次産業創出を側面的に支援する組織として近畿農業・農村6次産業倶楽部を設置した。

近畿農業・農村6次産業化協議会では6次産業化の課題を整理するとともに、近畿農業・農村6次産業倶楽部においては、課題を踏まえ、農業者と企業の情報の共有化、結びつきなどにつながる商談・相談会、現地交流会、農産物の販路拡大に向けたPRシートの作成・提出等を実施し、意見・要望、実施効果などの把握に努めてきた。

これらの取組の結果や、議論を踏まえ、平成23年3月には近畿の実情を踏まえ、①情報発信、②農業者と企業との結びつけ、③地域のコーディネーター、リーダーの育成、④小規模農業者の取り込み、⑤行政、農業者団体の役割、⑥倶楽部の活性化からなる「近畿農業・農村6次産業化方策」（以下「近畿6次化方策」という。）をとりまとめた。

近畿6次化方策を実践するため、平成23年3月に、近畿管内の農林漁業団体、観光関係者、金融機関、経済団体、行政等の関係機関の93団体を構成員とした近畿6次産業化・地産地消連絡会議を設置した。

本連絡会議では、関係者との連携のもと、農林漁業者・農山漁村の6次産業化の取組を地域への

波及や倶楽部員等が6次産業化に向けた取組を支援することとしている。

(イ) バイオマス利活用の推進

近畿管内におけるバイオマスタウン構想は、新たに11市町村が策定し、平成22年度末現在で策定市町村数は33市町村となった。

地域バイオマス利活用交付金のソフト事業では、バイオマスタウン構想策定2市町、バイオマスタウン構想の実現のための総合的な利活用システムの構築等について13地区の支援を行い、ハード事業では、大阪府内で排出される魚アラを飼料に加工する新技術の実証等、3地区において施設整備の支援を行った。

また、稲わら等の収集運搬やエタノール製造の効率化を図る技術の確立を目的としたソフトセルロース利活用技術確立事業や原料の調達からバイオディーゼル燃料の製造、供給まで、地域関係者の一体となった取組を支援するバイオ燃料地域モデル実証事業等、地域の特性を活かした取組を実施している。

(ウ) 都市と農山漁村の共生・対流の促進

都市と農村が近接する近畿管内は、都市と農山漁村の間でお互いの魅力を楽しむような関係を築き、「人・もの・情報」の循環を活発化させることによって、都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」を提供するとともに、農山漁村地域における活性化を図るため、近畿管内の都市農村交流等の取組を行っているNPO法人や関係団体と連携し、都市と農村の共生・対流の促進に取り組んできた。

平成22年度は、関係団体と連携し、京都市において、グリーン・ツーリズム商品化・流通促進セミナーや子ども農山漁村交流プロジェクトリレーシンポジウムin近畿を開催した。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、報道関係者への説明会、関西経済会との意見交換会、近畿地域農政懇談会（消費者、生産者、経済界、報道関係者等で構成）、近畿管内各府県部長会議、近畿管内各府県生協連協議会等との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告及び各種統計資料等を公表したほか、ホームページ（トップページアクセス件数約21万件）による、政策情報、統計情報、イベントの開催情報の提供をはじめ、施策に対する意見募

集等インターネットを活用した情報の受発信を行っている。国民の利便性向上のため、利用者別メニューの作成、双方向システムの整備等ホームページの改善を実施した。

また、同年度から農林水産省広報誌affの特集に関連した近畿の情報を取りまとめたaff近畿を作成し、掲載した。農政の動きやイベント情報、意見募集等をメールマガジン「近畿農政局アグリレター」として月2回配信し、よりタイムリーな情報提供に努めた。さらに、インターネット以外にも、情報紙「新鮮mini情報」を発行し情報の発信を行った。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成22年の中国四国の経済は、全体としては持ち直していたが、東日本大震災の影響により、生産が減少したなど、弱い動きへと推移した。

企業の業況は、総じて、前年度を上回る状況へと推移した。

生産は、横ばい傾向で推移していたが、部品等の供給不足から年度末は減少した。

雇用情勢は、厳しい状況にあるものの、緩やかな持ち直しの動きで推移した。

個人消費は、緩やかな持ち直しの動きが続いていたが、消費を抑える動きもあるなど、年度末に弱い動きとなった。

イ 農業経営

平成22年の個別経営（農業経営体1経営体当たり）の状況をみると、農業粗収益が305万円、農業経営費が222万円、農業所得が83万円であった。

総所得は446万円で、総所得の構成をみると、農業所得が19%、農外所得が27%、年金等の収入が54%となっている。

全国農業地域別の個別経営をみると、農業所得は中国地域が78万円、四国地域が90万円で、総所得は中国地域が440万円、四国地域が456万円であった。

総所得のうち農業所得の占める割合は、中国地域が18%、四国地域が20%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成22年産水稻の作付面積は17万5,200haで、前年産に比べ300ha（前年産対比0.2%）増加した。

収穫量は86万6,100tで、前年産に比べ1万2,600t（同1.4%）減少した。これは、作付面積が前年産に比べて増加したものの、10a当たり収量が前年産を

下回ったためである。

作柄は作況指数98で、10a当たり収量は494kgであった。

全国農業地域別にみると、中国地域は作況指数97、10a当たり収量501kg、四国地域は作況指数100、10a当たり収量481kgとなった。

イ 麦

平成22年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）の子実用作付面積は8,550haで、前年産に比べ270ha（同3.3%）増加し、収穫量は2万2,800tで、前年産に比べ100t（同0.4%）増加した。

作柄は、小麦が平均収量対比72、二条大麦が86、六条大麦が73、はだか麦が83で、10a当たり収量はそれぞれ224kg、324kg、151kg、266kgであった。

ウ 野菜

平成22年産指定野菜14品目のうち、ほうれんそうの作付面積は2,210haで、前年産に比べ20ha（同1%）減少した。収穫量は2万3,600tで、前年産に比べ800t（同3%）減少した。

ねぎの作付面積は2,430haで、前年並みであった。収穫量は3万8,100tで、前年産に比べ4,300t（同10%）減少した。

たまねぎの作付面積は1,430haで、前年産に比べ10ha（同1%）増加した。収穫量は4万6,600tで、前年産に比べ2,600t（同5%）減少した。

トマトの作付面積は1,090haで、前年産に比べ20ha（同2%）減少した。収穫量は4万4,300tで、前年産に比べ4,400t（同9%）減少した。

エ 果樹

平成22年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万2,600haで、前年産に比べ300ha（2%）減少し、直近の裏年である20年産に比べ800ha（6%）減少した。収穫量は17万9,900tで、直近の裏年である20年産に比べ4万9,600t（22%）と大幅に減少した。

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,450haで、前年産に比べ60ha（同4%）減少した。収穫量は2万4,400tで、前年産に比べ7,800t（同24%）減少した。

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,150haで、前年に比べ50ha（同2%）減少した。収穫量は2万4,900tで、前年産に比べ1,600t（同6%）減少した。

オ 花き

平成22年産の花きの作付（収穫）面積は、切り花類が1,770ha、鉢物類が96ha、花壇用苗ものの類が189haであった。

カ 畜産

平成23年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,530戸で、前年に比べ110戸（対前年比6.7%）減少し、飼養頭数は7万5,800頭で、前年に比べ1,800頭（同2.3%）減少した。1戸当たり飼養頭数は49.5頭で、前年に比べ2.2頭（同4.7%）増加した。

肉用牛の飼養戸数は4,960戸で、前年に比べ400戸（対前年比7.5%）減少し、飼養頭数は20万400頭で、前年に比べ7,200頭（同3.5%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は40.4頭で、前年に比べ1.7頭（同4.4%）増加した。

豚の飼養戸数は372戸で、平成21年に比べ39戸（対21年比9.5%）減少し、飼養頭数は56万1,100頭で、平成21年に比べ2万2,400頭（同3.8%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は、1508.3頭で、平成21年に比べ88.6頭（同6.2%）増加した。

採卵鶏の飼養戸数は437戸で、平成21年に比べ39戸（対21年比8.2%）減少し、成鶏めす飼養羽数は、2万3,856千羽で、平成21年に比べ1,126千羽（同4.5%）減少した。

1戸あたりの成鶏めす羽数は54.6千羽で、平成21年に比べ2.1千羽（同4.0%）増加した。

（3）主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は、新たな「食料・農業・農村基本計画」の中で、国民が将来に向けて明るい展望を描くことができるよう、戸別所得補償制度の導入、消費者が求める「品質」と「安全・安心」といったニーズに適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生という農政の3本柱を基本に、「食」と「地域」の早急な再生を図るため、地域住民等との意見交換会を開催するなど、農政局幹部が地域に直接出向き、積極的な周知活動を行い、理解の促進を図った。

イ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成22年3月末現在で2万2,120（うち法人1,729）経営体と全国24万

9,365（うち法人1万4,261）の8.9%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が58.0%であるのに対し、中国・四国地域は51.6%と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であるところ、平成23年1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,455法人となっている。

さらに、平成21年12月15日に改正農地法が施行され、参入区域の制限が撤廃されたことに伴い、貸借であれば、一般法人であっても全国どこでも参入可能となった。

その結果、改正農地法の施行後、平成23年12月末現在、中国四国地域で新たに130法人が285.2haの農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成19年までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が注目されたことにより平成21年は1,160人となっている。その内訳をみると、新規学卒就農者が227人、Uターン就農者が544人、新規参入者（農業外からの就農者）が355人となっている。特に新規参入者は平成20年以降、増加傾向にある。

岡山地域での農業分野における障害者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（事務局：農政局経営支援課）が平成21年3月10日に発足した。「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」では、農業分野における障害のある人の雇用への理解を深めるため、「第2回セミナー」を平成22年8月に開催した。また、農業分野における障害者の雇用促進を啓発するためのパンフレットの作成、配布などの普及・啓発活動を行った。

中国四国農政局では、関係機関等と連携して、「第36回中国四国地域農山漁村女性の集い」（平成22年9月岡山市）や「中国四国地域農山漁村女性起業家研修会」（平成23年2月岡山市）等の開催や家族経営協定事例集の作成など女性の参画の拡大に向けて普及啓発を図った。

中国四国農政局においては、中国・四国地域各県の特徴を踏まえた農業経営の育成のあり方について

検討するとともに、現場における個別課題を検証し情報の共有化を図る「農業経営の多様化プロジェクト」に取り組んだ。

水田経営所得安定対策の平成22年産の加入申請については、3,497経営体（うち、認定農業者3,204、集落営農組織293）からの申請があり、前年と比較すると93経営体（うち、認定農業者88、集落営農組織5）の減少となった。

また、品目別の作付計画面積は米2万3,602ha、4麦8,239ha、大豆2,667haとなり、前年と比較すると米及び4麦はそれぞれ1,065ha、187haの増加、大豆は172haの減少となった。

中国四国農政局では、局・農政事務所独自パンフレットの作成・配布、ホームページへの広報記事の掲載等を通じて、対策の周知徹底を図るとともに、農業者の利便を図るため、市町村、JA、普及組織等と連携して加入申請受付時には出張受付・出張説明会等を実施した。

ウ 戸別所得補償モデル対策

（ア）戸別所得補償モデル対策の加入促進

管内各県は対象農家が多いことから一人でも多くの農業者に制度を理解し参加していただけるよう、また、農業者が制度を知らなかったということがないように、①加入申請書を全戸（水稻生産数量目標配分農家）に配布することに加え、②地域協議会と連携した「いつでもどこでも出かける説明会」、③農家へのパンフレットの配布、関係機関の広報誌への掲載等、あらゆる手段を使って農家への制度の周知と加入促進を行った。

また、農林水産省では政務三役が先頭に立った、加入促進活動を行う「あぜ道キャラバン」を行い、中国四国農政局においても加入申請期限の6月末まで農政局、農政事務所幹部等による「あぜ道キャラバン」や「現場における勉強会」を実施した。

更に、6月の追い込み推進として5月末までの加入状況を踏まえ、局長からの加入依頼文を添えた申請書をダイレクトメールで送付、戸別訪問を行うなどの働きかけを地域協議会と連携して実施した。

なお、中国四国農政局ではモデル対策のスムーズな運営を図るため、全国に先駆けて「農業者戸別所得補償制度推進室」を設置するとともに、農政事務所においても本制度に関する情報提供、意見等の把握を行う相談窓口を設置した。

（イ）戸別所得補償モデル対策の加入申請件数

戸別所得補償モデル対策の加入申請件数は、中国四国では約22万2千件であり、経営形態別にみると、個人が約22万件、法人が889件、集落営農が507件となった。

また、加入申請面積は、米戸別所得補償モデル事業で主食用米12万ha、水田利活用自給力向上事業で麦7.9千ha、大豆4.8千ha、飼料作物5.9千ha、新規需要米2.7千ha、加工用米707ha、そば1.3千ha、なたね75haとなった。

(ウ) 戸別所得補償モデル対策の交付金支払い

戸別所得補償モデル対策（米戸別所得補償モデル事業の定額部分、水田利活用自給力向上事業）の交付金の支払いについては、平成22年11月19日の鳥取県、島根県を皮切りに、各県順次支払いを開始し、平成23年3月末までには全て支払いが終了した。

また、平成23年1月までの米の相対取引価格を基に算出された米戸別所得補償モデル事業の変動部分の交付金、10a当たり1万5,100円について、平成23年3月末までには全ての地域で支払が終了した。

その結果、モデル対策における交付金支払件数（額）は、管内では約19万8千件（約390億円）であった。なお、支払件数を経営形態別にみると、個人が約19万6千件、法人が928件、集落営農が519件となった。

この集落営農数は、前年度の経営所得安定対策と比べ1.7倍に増加しており、モデル対策が集落営農の組織化の進展等に寄与した。これは、米戸別所得補償モデル事業においては、加入農業者の水稲作付面積のうち10aは自家消費用として定額部分の1万5千円の対象から除外することとなっているが、集落営農については、組織全体で10aを対象から除外するというメリット措置等によるものと考えられる。

また、支払面積は、米戸別所得補償モデル事業で主食用米9万8千ha、水田利活用自給力向上事業で麦8千ha、大豆4.2千ha、飼料作物5.8千ha、新規需要米2.6千ha、加工用米680ha、そば1.2千ha、なたね46haとなった。

このうち、飼料用米が鳥取県、島根県、岡山県、徳島県及び高知県を中心に増加し、各県計で前年に比べ約8倍と大幅に増加したため、新規需要米は全体として前年の約3倍となり、順調に作付けが増加した。

これは、管内各県における低い汎用田化率（排

水不良田が多い）、高い水田率や低い耕地利用率といった状況の中で、生産調整の推進手段として、主食用米から飼料用米等への誘導、また、調整水田等の不作付地への導入作物として、新規需要米の作付けが拡大したものと考えられる。

エ 農地・水・環境保全向上対策の推進

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的・一体的に支援し、これらの活動を通じて地域の振興に資することを目的とし、平成19年度より実施している。平成22年度は2,551の活動組織が設立され（うち営農活動に関して264）、約10万ha（同約4千ha）の取組が行われた。

また、中国四国農政局消費者の部屋において管内の代表的なモデル地区の活動事例・環境保全型農業のパネル及びパンフレット等を展示した。さらに、「平成23年度農村環境の未来を考える研究会（山口大会）（主催：山口県農地・水・環境保全向上対策協議会／徳島県共催：農林水産省中国四国農政局）」では、農地・水・環境保全向上対策の事例発表などのイベントを開催し、活動組織の情報共有と活性化を図った。

(ア) 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

国内の食料供給力を強化するため、農地の確保と有効活用を図ることが重要であり、「経済財政改革の基本方針2008」において「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消」する旨が掲げられた。

これを踏まえて、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本体策」という。）を平成21年度より実施している。

平成22年度には、95市町村で、耕作放棄地の再生作業（149ha：うち実証ほ場設置1ha）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、管内全9県及び69市町村に対し、本対策内容の説明会や取組要請活動を実施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集を作成し、地域協議会等に配布するとともに、農政局ホームページに

掲載した。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産を守り、豊かなくらしを実現する上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行による耕作放棄の増加等により、農業生産力と多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

平成22年度の管内9県の実施状況は、対象農用地を有する182市町村の95%に当たる173市町村、協定数で8,420協定、交付面積で9万1,265haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

中国四国農政局では、制度の普及・推進のための局独自のリーフレットを作成し関係者に配布しており、また、平成22年度の管内9県の実施状況や事例等を取りまとめ、その概要を中国四国農政局ホームページに掲載している。

オ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) リスクコミュニケーションの円滑な推進等

食品安全の科学的な考え方の基本について一般消費者の方の理解を深めていただくため、「食品安全の基礎知識に関する消費者向けセミナー」を岡山県玉野市で開催した。

また、消費者団体等との懇談会を管内各地で36回実施した。

一方、消費者等への食の安全に関する正しい知識の普及と施策に対する意見の聴取を目的に、「食と農の知っ得講座」（食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど9種類）を421回（延べ1万3千人）開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示制度の普及啓発

食品表示を巡る動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者理解してもらうため、食品表示セミナー（121回）や本省委託事業である食品表示適正化技術講座（2か所4回）を開

催した。

さらに、中国四国における「フードチェーン食品表示信頼性向上プロジェクト」の一環として、コンプライアンス意識の強化を図る「食品表示特別セミナー」を島根、岡山、広島、山口、徳島、香川及び愛媛の各県で計14回開催した。

b 表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における表示状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して調査を実施した。

また、特に消費者の関心の高い品目である有機等表示加工食品、うるち精米及びもち米加工品について、表示の真正性の確認調査やDNA分析等、科学的手法を用いた表示適正化調査を実施した。

さらに、管内9か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合にはJAS法に基づく指示等（平成22年度は管内業者に対して12件（大臣指示4件、中国四国農政局長指示1件、県知事指示6件、市長指示1件）の指示が行われた。）の措置を行った。

c 関係機関との連携

中国・四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年5月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」を2回開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「JAS法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（1回）を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県ごとにも「食品表示監視協議会」を開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況等の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査（702件）、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査（193件）、並びに養殖魚家に対する水産用医薬品使用状況等の調査（221件）を通じた点検・指導を実施した。

b 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応 管内におけるHPAI発生に備え、①HPAIに関する知識を深めるため、防疫服着脱訓練を含めた講習会、②HPAIの発生を想定した緊急時初動対応訓練を行った。

c 牛トレーサビリティ制度の普及

牛の個体識別情報への信頼を確保するため、牛管理者等に対する立入検査（2,750件）、販売業者等に対する立入検査（4,229件）及び市販の国産牛肉のDNA鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

カ 食育の推進

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進では、正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、大学生を対象にした食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を実施した。

教育ファーム（農林漁業体験学習）の取組の推進を図るため、「食の大切さを農業とともに考えよう！」をテーマとした意見交換会を管内各県で開催した。

また、食と農を結び付ける食育活動への働きかけを行い、「食と農をつなぐ食育活動」事例集の作成や栄養教諭や大学生を対象とした「農業体験と意見交換会」を開催した。

「中国四国食育ネットワーク」の会員間の新たな交流の場となるよう、会報誌を4回発行するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などをメールマガジン等により発信している。

（平成23年3月末会員数：183人）

キ 農林水産物・食品の輸出促進の取組

中国四国農政局では、管内の県、ジェトロ、国の地方支分部局等の参加のもと「中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会幹事会」を開催（平成22年7月1日）し、当該協議会の輸出促進に向けた活動方針を決定するとともに、関係機関の取組状況についての報告や今後の取組に向けた意見交換を行った。

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、「輸出オリエンテーションの会」を開催（平成23年3月10日岡山市）し、日本産農林水産物海外輸出戦略をテーマにしたセミナーを開催するとともに、展示・商談会を実施した。

ク 豊かで住み良い農村地域の振興

農商工連携の推進のため、農政局として農林水産業関係者向けの独自の啓発用リーフレット等を作成

し、配布した。

中国及び四国経済産業局と連携し、平成22年度において5件（中国4件、四国1件）の「農商工等連携促進法」に基づく事業計画認定を行うとともに、関係機関と連携し、合同会議やブロック協議会を開催するなど一体となった取組の推進を図った。

また、商談会や販売促進会、農業者と中小企業者がお互いの現場を訪れ現地見学や意見交換を行う交流会を開催するなど、農商工連携の促進を図った。さらに、経済産業局並びに中小企業基盤整備機構から講師を招き、経済産業局の施策や中小企業者の経営分析等に関する勉強会を開催するなど、職員の資質向上を図った。

また、各地域の「強み」である農林水産物等の地域産業資源を活用する「中小企業地域資源活用促進法」に基づく4件の事業計画認定を行うとともに、産学官の異業種が連携した食料産業クラスター協議会の形成等の各種施策を一体的に推進している。

6次産業化推進のため、農政局として農林水産業関係向けの独自の啓発用リーフレット等を作成し、配布した。

中国地域及び四国地域連絡会議を設置して、管内各県農林水産部局と情報交換を行うとともに、関係機関、関係団体等と連携し、一体となった取り組みの推進を図った。

平成23年3月1日には、六次産業化法が完全施行されたことから中国・四国ブロック別説明会に続き管内各県別説明会を開催するとともに、農林漁業者等から相談受付を行った。

また、中国四国農政局内で日頃の業務等を通じてPRや認定案件の発掘等に繋がる活動を行うために設置した「6次産業化推進員」に対して、資質向上のため研修を行った。

六次産業化法に基づく第1回総合化事業計画認定を37件の認定を行うとともに、「中国・四国地域6次産業化フォーラムin岡山」を開催した。

また、各県に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナー（48人）を配置して、第1回総合化事業計画認定者のフォローアップと新たに6次産業化に取組む農林漁業者の相談・事業計画のサポート等、各種支援を行っている。

ケ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス推進計画の策定等に向けて、随時、県、市町村に対して指導・助言を行った。

家畜排せつ物については、適正な管理とともにそ

の有効利用を促進するため、排せつ物処理施設整備関連リーフレットを作成・配布した。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に係る業務の推進と併せて、関係機関と連携して食品廃棄物の発生抑制、飼料化、肥料化、メタン化、熱回収など、再生利用等の取組の推進に向けた普及・啓発の充実を図った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

米粉利用の更なる普及・定着のため、中国四国米粉食品普及推進協議会及び各県・地域の米粉食品普及推進協議会等関係団体、機関と連携し、米粉料理のレシピ等の作成、パネル展、米粉パン等の料理講習会・シンポジウム等の開催、各種イベントでの米粉食品の展示、販売等を行った。

また、管内のパン製造業者等を対象とした米粉パン製造技術講習会を広島県・香川県の2会場で開催し、受講生112名に、最新の米粉パン製造技術を伝えるとともに、講習後の検証と今後の方向性を探るため、過去2年間の受講生（重複を除く137名）に対し、受講後の取組みに関するアンケート調査を実施した（回答数88名）。

なお、管内におけるパン・麺・洋菓子等の新規用途向け米粉用米の生産量は、平成21年度657tから平成22年度は、1,224tと約1.9倍に増加した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

中国四国農政局ホームページは、東日本大震災情報への窓口をはじめ、「農業者戸別所得補償制度」、「農山漁村の6次産業化」、「米トレーサビリティ」等の重要施策を中心に、イベントの紹介や統計情報について迅速な情報の発信・更新に努めた。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊（年28回）し、登録者数は約5千人が登録している。また、あわせて「中国四国バイオマスメールマガジン」（年9回）、「中国四国米粉利用推進ネットワーク（ココねっと通信）」（年8回）、「中国四国消費・安全草の根ネット」（年75回）、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」（年22回）の各メールマガジンを

発刊した。

イ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟18社に対し、プレスリリース（157回）を行った。

7 九州農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、アジア需要を中心とした海外需要や政府の経済対策等を背景に総じて緩やかな持ち直し基調で推移した。

特に九州は生産と輸出の相関関係が強く、アジアの経済成長や北米を中心とした世界経済の回復に支えられた輸出が牽引し、生産指数は右肩上がりで推移した。

また、雇用情勢は依然厳しい状況にあるものの、求人は増加傾向にあり持ち直しの動きがみられた。

個人消費は、消費者の節約志向、低価格志向が定着して厳しい状況が続いたものの、エコカー補助金、家電エコポイント制度、猛暑効果等により緩やかに持ち直した。

イ 農業経営

平成22年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営が56万円、畑作経営が136万円、露地野菜作経営が155万円、施設野菜作経営が518万円、果樹作経営が245万円、酪農経営が652万円、肉用牛経営が162万円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になったかを示す農業所得率は、水田作経営が22.9%、畑作経営が29.0%、露地野菜作経営が39.5%、施設野菜作経営が39.0%、果樹作経営が35.2%、酪農経営が16.1%、肉用牛経営が10.7%となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成22年産水稲の作付面積（子実用）は、前年産並みの19万haとなった。

収穫量（子実用）は93万3千tで、前年産に比べ2万7,700t（3%）減少した。

早期栽培水稲は、田植期の低温・日照不足により生育が抑制されたものの、出穂期以降天候に恵まれ、台風の襲来もなく登熟が「やや良」となった。

普通栽培水稲は、出穂期以降おおむね天候に恵まれ、台風の襲来もなかったことから九州各県、登熟が「平年並み」ないし「やや良」となったものの、出穂期以降、高温傾向に推移し一部で登熟が阻害さ

れ、また、紋枯病やウンカの発生により被害が拡大した。

このことから、作柄は10a当たり収量491kg、作況指数98となった。

なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は92万5,100tとなった。

イ 麦、大豆

平成22年産麦の作付面積は、4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）全体で前年産に比べ200ha増加し5万3,900ha（前年比100%）となった。

作柄は、10a当たり平均収量対比（%）でみると小麦が68、二条大麦が73、はだか麦が80で、収穫量は14万1,500t（前年比83%）となった。

また、大豆の作付面積は2万1,100ha（前年比92%）、収穫量は4万3,800t（前年比97%）となった。

ウ 野菜

平成22年産指定野菜（14品目）の作付面積は4万8,600haとなった。

また、収穫量は168万t、出荷量は146万tとなった。

エ 果樹、花き

平成22年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、くり、うめ、ぶどう、かき等を中心に減少し4万2,700ha（前年比98%）となった。

花きの作付（収穫）面積は、切り花類が3,035ha、球根類が100ha、鉢ものの類が298ha、花壇用苗ものの類が205haとなった。

オ 畜産

平成23年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は3万400戸（前年比93%）、飼養頭数は98万4,100頭（同93%）となった。

乳用牛の飼養戸数は2,050戸（同94%）、飼養頭数は11万9,100頭（同98%）となった。

豚の飼養戸数は1,810戸、飼養頭数は298万2千頭となった。

採卵鶏の飼養戸数は561戸、飼養羽数は2,344万4千羽となった。

カ その他

平成22年産かんしょの作付面積は1万9,600ha（前年比98%）で、前年産に比べ300haの減少となった。全国に占める九州の作付面積割合は49%となり、前年産並みであった。

主産県（大分県を除く6県）における茶の摘採延べ面積は3万7,300ha、生葉収穫量は16万4,900t、荒茶生産量は3万4,100tとなった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 農業者戸別所得補償制度の取組

平成22年度は戸別所得補償モデル対策として、

① 自給率向上のポイントとなる麦・大豆・飼料作物・新規需要米等について、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す水田利活用自給力向上事業

② 水田農業の経営安定を図るため恒常的にコスト割れしている稲作農業の経営改善や米の需給調整の確保を目指す米戸別所得補償モデル事業

の2つの事業をセットで実施した。

各県・地域の水田農業推進協議会をはじめ関係機関の協力を得て、加入促進・制度周知の活動（約1,700回、関係者約6万8千人の参加）を行った結果、管内のモデル対策の支払件数は18万7千件となった。

また、23年度からの本格実施に向けて、ブロック・県別・地域別の各段階における説明会等を通じ、加入促進・制度周知の活動を行った。

イ 経営安定対策の確実な推進

平成19年より、効率的かつ安定的な農業経営の育成の加速化を目指して、新たな経営安定対策が導入され、各対策の着実な推進を図っている。

(ア) 水田・畑作経営所得安定対策

22年産にかかる水田・畑作経営所得安定対策の加入申請は、7,705経営体（前年比94.0%）となっており、その内訳は、認定農業者6,396経営体（同93.5%）、集落営農組織1,309経営体（同96.3%）となった。

また、品目別作付予定面積では、米作付予定面積で5万2,298ha、4麦作付予定面積で5万2,870ha、大豆作付予定面積で1万9,653haとなっている。

(イ) 畜産

畜産経営安定対策については、畜産物価格の変動等に対して、経営の安定を図るセーフティネット措置として従来から各種対策を実施している。

22年度は、肉用子牛価格が発動基準を下回った場合に一部を補てんする「肉用牛繁殖経営支援事業」や、肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に粗収益と生産費の差額の8割を補てんする「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」等、畜産情勢に応じて講じられた対策について、管内関係者への周知等を行った。

(ウ) 野菜

19年度から、①契約取引の推進、②需給調整の確実な実施、③担い手を中心とした産地への重点支援を推進する経営安定対策を実施している。

なお、担い手の育成・確保をはじめとする産地ごとの明確な目標を定めた産地強化計画が、管内の指定産地（169産地）において202計画策定されている（23年3月現在）。

（エ）果 樹

19年度から、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時に生果の加工仕向けを行う需給安定対策に加え、果樹産地構造改革計画で明確化された担い手等が行う優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等の前向きな取組を支援している。

なお、管内において、それぞれの産地に応じた89の果樹産地構造改革計画が策定されている（23年3月現在）。

（オ）さとうきび・でん粉原料用かんしょ

19年産から、地域において安定的な生産を担う者に対し支援しているが、22年産からは、防除及び中耕・培土を基幹産業に追加するなど、要件の見直しが行われた。

これにより、特例農家を対象に作業委託の推進や共同防除の普及が図られた。

ウ 米政策改革の推進

平成22年産における米穀の需給調整は、関係機関との連携のもと、戸別所得補償モデル対策への加入促進と一体的な推進を行い、管内全県で生産数量目標に即した生産となった。

22年産新規需要米の取組においては、九州では1万970haとなり、前年産に比べ74%の増加となった。稲発酵粗飼料用稲・青刈り稲・わら専用稲の認定面積は8,549haとなり、全国の52%を占めている。

エ 食育の推進

九州農政局では、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等の食育効果が発揮される農林漁業体験活動である「教育ファーム」の取組推進のために、「九州地域教育ファーム推進協議会」を平成22年3月に設置し、22年度に当該協議会を2回開催、「教育ファーム」の現状についての分析、課題及びその解決策の検討を行った。

また、地域において食育活動を行っている団体等の紹介及び関係者のネットワークづくりの支援のため、局ホームページのなかに「食育アイランド九州」を開設し、23年2月末現在で754の個人・団体が登録・参加している。なお、今後の食育活動の拡

大や定着に役立てていただくための「食育アイランド九州」交流会を、九州各県において毎年開催している。

オ 農畜産物の地産地消の推進

地産地消は、高齢者や小規模農家でも消費者に直接販売することで、やりがいを実感しつつ営農に取り組み、所得を確保する機会を提供するなど、食料自給率の向上に役立つとともに、地域農業や関連産業の活性化に貢献するものであり、九州農政局では、「食料安保・自給率向上本部」の取組の一環として推進している。

地域における実践的な計画（地産地消推進計画）は、平成21年度末で、県、市町村、農業協同組合等により124件の計画が策定され、生産者による直接販売のみならず、学校給食や飲食店での地場農畜産物の利用の拡大が進んでいる。

22年度の全国地産地消優良活動表彰事業では、管内から、「農事組合法人わくわくふれあい市」（長崎県）、「JA熊本市女性部」（熊本県）、「有限会社とうふ屋」（大分県）、「宮崎県立宮崎農業高等学校園芸流通部」（宮崎県）の4団体を推薦した。

また、「地産地消給食等メニューコンテスト」には、学校給食・社員食堂部門に6メニュー、外食・弁当部門に13メニューの応募があり、熊本県の「熊本市学校給食植木共同調理場」が生産局長賞を受賞した。

このほか、「地産地消の仕事人」に、農業者等5名が新たに選定され、管内の仕事人は延べ25人となった。

カ 農山漁村の6次産業化の取組

平成22年12月3日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（「六次産業化法」）が公布され、23年3月1日に6次産業化に関する部分が施行された。

九州農政局では、局及び農政事務所（現地域センター）に、22年10月1日に「6次産業化の推進に関する総合相談窓口」を設置し、農林漁業者をはじめとした6次産業化に取り組む意欲を持つ方々の相談に応じている。

また、九州地域の6次産業化を積極的に推進することを目的に、九州各県、有識者による専門委員の参画を得て、「九州地域6次産業化推進会議」を設置し、22年12月15日に第1回の会議を開催した。

六次産業化法の普及・啓発を図るため、23年2～3月に九州各県で説明会を開催し、3月から事業計

画認定申請の受付を開始するとともに、相談会を開催した。

キ 家畜の伝染性疾病発生への対応

(ア) 口蹄疫の発生

平成22年4月20日に宮崎県において、国内で10年ぶりに確認された口蹄疫については、川南地区を中心に発生が増加したことから、自衛隊、全国の警察及び関係行政機関等から人的支援を受け、防疫措置が講じられた。

九州農政局においては、発生が確認された日に、対策本部を設置し、宮崎県への人的な支援や消費者への的確な情報の提供、小売店舗における不適切な表示などの調査及び指導を行った。人的な支援では、家畜の殺処分や消毒ポイント作業等を中心に延べ6,818人を派遣した。

約30万頭の家畜（牛、豚等）の殺処分など懸命の防疫措置が講じられた結果、同年7月4日の発生を最後に口蹄疫は終息した。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザの発生

22年11月の鳥根県における高病原性鳥インフルエンザの発生に続いて、23年1月22日に宮崎県、同月26日に鹿児島県、2月2日には大分県で同病が発生した。鹿児島県、大分県ではそれぞれ1農場での発生で止まったが、宮崎県では3月まで13農場での発生となった。この結果、九州全体で15農場で発生、約104万羽が殺処分された。

九州農政局では、発生が確認された日に対策本部を設置し、人的な支援や消費者への正確な情報の提供、小売店舗における不適切な表示などの調査と指導を行った。人的な支援では、宮崎県の消毒ポイント作業を中心に延べ1,440人を派遣した。

ク 食品表示の適正化に向けて

食品表示の適正化を進めるため、食品製造業者等を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」の開催、各地域において関係団体等の要請に応じた説明会の開催や講師派遣などを行い、制度の普及・啓発に努めた。

また、食品表示Gメンが日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析などの科学的分析手法を活用し、特定の品目に着目した表示適正化調査（「有機」等と表示された食品、袋詰米穀及び加工米飯、もち米加工品）を実施した。

また、「食品表示110番」を開設し、一般消費者等から不適正な食品表示に関する情報を受け付けるとともに、公募により委嘱した一般消費者等が日常の

買い物の機会等を利用して食品表示の状況を監視する「食品表示ウォッチャー」により情報収集を行った。

なお、「食品表示110番」の受付件数は年々増加傾向にあり、平成22年度の受付件数は3,749件、うち疑義情報の提供は501件あった。

ケ 耕作放棄地の現状とその解消に向けた取組

管内で実施した「平成22年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査」結果をみると、「農地として復元利用すべき耕作放棄地」は約2万8千ha（うち農用地区域内は約1万7千ha）で、前年の約2万9千haに比べ約1千ha減少、その増加に一定の歯止めがかかっている。

各地域では、耕作放棄地対策協議会が設置され、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や県単独事業等を活用し、耕作放棄地の解消に向けた積極的な取組が進められており、この1年間に約1,600haの耕作放棄地が解消した。

コ 農地・水・環境保全向上対策の推進

農地・農業用水等の資源の適切な保全管理とともに農村環境の保全等にも貢献する地域共同の取組を支援するため、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策を実施している。

22年度の農地・農業用水等の保全管理に関わる共同活動は、管内202の市町村において3,960の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は19万362haとなっている。

また、営農の取組においても、地域でまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減する環境保全型農業に取り組む活動組織への支援も併せて行っている。この営農活動の取組は、管内66の市町村、455の活動組織において行われ、対象となる農地面積は1万27haとなっている。

サ 鳥獣被害防止の取組

平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づき被害防止計画を作成した市町村は、国が財政上の措置を講じる等、各種のメリット措置が受けられる。23年2月末現在、九州では全市町村のほぼ9割を占める203市町村（管内233市町村）が計画を作成しており、地域主体の取組が着実に進んでいる。

また、同法が施行されたことに伴う財政支援の一つとして、農林水産省では、20年度から鳥獣害防止総合対策事業を創設し、九州では105の地域協議会等を事業採択し、地域主体の取組を支援した。

シ 農山漁村活性化の取組

管内では、平成19年度から22年度までに7県132市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策定され、22年度は86の活性化計画に基づく取組について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付した。

都市と農山漁村の共生・対流については、「広域連携共生・対流等対策交付金」により、管内22地域での取組を支援した。本交付金を活用した「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2010」が大分県宇佐市安心院町他で開催され、九州各地からグリーン・ツーリズム実践者を中心に、2日間で延べ680名の参加があった。

また、小学生の子ども達が農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、19のモデル地域における受入体制づくりのための取組を支援した。

ス バイオマス利活用の推進

バイオマスの利活用を推進するためには、地域で発生するバイオマスをできるだけ地域で効率的に利用するシステムを構築することが基本である。また、バイオマスを持続的に利活用していくためには、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組んできた。平成22年度は、新たに9市町が策定し、管内の構想策定市町村は56市町村となった。

また、家畜排せつ物や生ゴミ、焼酎かす、木質バイオマス等の利活用施設の整備等、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組に対し、地域バイオマス利活用交付金による支援を行い、構想実現の促進を図った。

(4) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(ア) 農商工連携

平成20年7月21日に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」（平成20年5月法律第38号）が施行され、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した「農商工連携」により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援している。

九州農政局では、農商工連携を着実に進めていくため、九州経済産業局と連携して、自治体、農

林水産業関係団体及び商工業関係団体等を構成メンバーとする九州地域農商工連携促進協議会を中心に、「農商工連携フォーラム」（22年12月：宮崎市）を開催し、商品開発のヒントとなる「ブランドづくり」に関する講演やビジネスプランの発表を行うとともに、農商工連携認定事業者等による商品展示・試食会を開催した。

22年度における農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画は、管内で7件（累計46件）認定した。

(イ) 輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けて19年10月に設立した「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」を通じて、県域を越えた広域連携の検討や情報の共有を図っている。

また、管内の農産物や水産物等の輸出を希望する事業者（出展者）と海外や国内から招へいしたバイヤーの商談の場として「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を22年11月に大分市で開催した。

ここでは、輸出に関する知識や対象国の市場情報の提供等を行うセミナーやバイヤーと生産者等のマッチングを行う商談会も開催するなど、輸出意欲のある生産者等への具体的な輸出に向けた取引を支援した。

(ウ) 知的財産権の保護・活用に向けた連携

農林水産業の現場における知的財産権の保護・活用を適切に実施することを目的に、「九州知的財産戦略協議会」に参画して、知的財産制度や支援策の普及・啓発や、知的財産権の創造・活用に関する意見交換を行うなど、関係機関との連携を図った。

また、九州経済産業局と連携して、農業経営者、農業大学校等を対象に、弁理士等による知的財産権の保護や活用に関する「知的財産セミナー」等を福岡県、長崎県、熊本県、大分県で6回開催した。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、各県の警察等関係機関と各農政事務所との間で「食品表示監視協議会」を平成22年4～5月に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有・意見交換を行った。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管内の関係省庁間（九州厚生局、九州管区警察局等）で「九州地域食品表示監視連絡会」を22年4月に開催

し、情報の共有を図った。

(5) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、当局ホームページ、プレスリリース、地域農政問題検討会等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する情報の迅速、正確かつ分かりやすい提供に努めている。さらに、インターネットを活用した情報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象にE-mail情報（いわゆるメールマガジン）「アグリ・インフォ九州」の配信を行っており、平成23年3月現在の登録会員数は5,780人となった。また、様々な食育に取り組む関係者に対しメルマガ「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

また、九州農政局では「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っている。さらに、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けた消費者相談窓口には22年度522件の相談が寄せられた。また、九州各地域で行われる様々なイベント等において「移動消費者の部屋」を82回開設し、相談・広報等を行った。